

國會第三十六回 參議院商工委員會會議

平成八年五月十六日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動
十五日

野間 起君 金田 勝年君

補欠選任

金田

出席者は左のとおり

理事

委
員

○訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(沓掛哲男君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。

昨日の異動について、御報告いたします。昨十五日、野間赳君が委員を辞任され、その補欠として金田勝年君が選任されました。

國務大臣 通商產業大臣 塚原 俊平君

公正取引委員会
事務局 経済部長
公正取引委員会
事務局取引部長

塩田 薫範君

○平田耕一君 訪販法につきまして御質問申し上げて、いろいろ勉強もさせていただいたわけであります。最後に、この訪販法につきまして大臣

先般指摘させていただきましたのは、独占禁止法の十三条の第三項で、競争会社間の役員兼任につきましては、公正取引委員会に届け出をしなきやならないといつものがある、それにつきましては、住専と母体行というのは届け出があるやなしやということを質問いたしましたら、委員会で委員長の方から、確かに届け出はない、違反をして

をされておる銀行の持ち株比率の上限を完全にそれ以下にしてあるわけでありまして、その組織等々、立ち上がりから完全にこれは適法な処理を

— 1 —

そういたしますと、この訪販法というものを、いすれにしても国民に周知をしなければいけない、そしてその運用につきましても監視体制をつくるべきやいけない、そしてまた苦情処理についても迅速に相談をしていくような体制をとらなきやならないという点から、あるいはまたこれらいろいろな経済が進行していくといいますか進んでいく中で、訪販法というものの自体もこれからどんどん進んでいく、進化させていかべきやならないというふうな点から勉強させていただいております。

三月二日まで、まこと、私が直上であるというふうにお聞きしたわけであります。これを考えてみますと、それは届け出の違反でありますけれども、現実に法律の中にこれは規定してありますて、これに対する罰則規定というものを明確に、条文は定かではございませんが、私は九十五条か何かだったと思いますが、現実に罰則規定というものが設けられておるわけでありますね、届け出違反につきまして。そして、なおかつこの罰則規定も両罰規定が規定をされておるわけであります。法人と個人と両方罰せられますよ」ということになつておるわけであります。届け出

に、いずれにいたしましても消費者等の被害をより効果的になくするために法律の厳格な運用あることはPRを徹底して行うということについての大層のお考えをお尋ねするつもりでおるわけあります。兼務役員の数が、当初は二十三名と私はお聞

なされておるわけであります。したがいまして、銀行とか住専の方々と/orのことは、確実に独占禁止法なるものの存在あるいはその中身について熟知をし、あるいは恐らくは公正取引委員会に相談もかけて、そして設立をして運用に入つていつたという経緯があるだろうと私は思つておるわけであります。

おもてなさず、実際には現在の公正取引委員会の委員長は大蔵の御出身であります。そして、銀行にも専任にもしかるべき立場の大蔵省の方々が行つておられるわけであります。そして、母体行なる銀行というのはまさしく日本の経済の牽引車でありまして、ここが経済的な行動につきましてはやっぱり範を垂れなければ、今後いかなる法律運用というものもそういう経済面につきましては非常に難しくなるんではないかなというふうに思っております。たとえ手続違反ということにつきましても、これは銀行は知らなかつたんだろうとか、ちょっとルーズにしていたんだろうということで、二十数年にわたって届け出をしていましたが、たとえば事実については、これはちょっと無視すべからざることではないかなというふうに思つておるわけでございます。

れが行えるんであれば、私はこの際、本当に最初の例としてきちんととした対処をしていただき。そして、そのことが今後いろんな経済が進展するに従つて、独占禁止法もそうでありますし、訪販法もそうであります、またいろいろなところで新しい法律ができて、そしてそれをみんなで守つていこうや、そういう國づくりをする上に当たつて、ここで銀行が知らなかつたからいいじやないかとう、二十年の瑕疎と言つては言葉はきついかもしませんけれども、落ち度というものをたださないでいいものだろつか、そのことにつきましてのお尋ねをいたしたい。

それからもう一点、公正取引委員会の処理基準の中に株式所有に関する処理基準というのがあると思います。そして、それはいろんな会社が株式所有をして、独占的行為に陥らないかどうかあるいは不公正な取引になりやすいようにならないかどうかということを重点的に審査をするための基準というものが示されておるわけであります。これをよく見ると、実質によくない、主導

したがいまして、その結果は別にいたしまして、その審査をした結果、独占になつておるとか支配構造になつておるとか、あるいは不公正な取引が行われておるとかということはまた別といたましても、やっぱり重点審査というものをいつかの時点でも公正取引委員会としてやっていただきやならないんじやないかなとうふうに思う点を、実は役員兼任の届け出にはその都度そのときの決算書も添付しなければならないと言つておるわけであります。そういうこととか、それから、それぞれに兼任している役員が、本当に日本本

中のすべての会社の経営者が感じておるよつに、その役員の重みといふものをどのように感じて経営をしていただいたかとか、そしてしかる結

では、今後とも悪質な届け出義務違反者に対しましては罰則を含めて厳正に対処していきたいとうふうに考えております。

二点目の御質問でござりますけれども、独占禁止法は、会社が他の会社の株式を所有することによって一まとめ又は二つ以上まとめて、競争

よって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合は、そういうような株式の所有を禁止しているところあります。そういうものを審査する、私どもの方の事務処理基準というのを設けて公表いたしておりますが、その事務処理基準の中で、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを判断するに当たりまして、重点的に審査を行う対象案件の方

選別基準あるいはそういうものについて審査するに当たって考慮する事項、そういうものを明らかにしているところでございます。

したがいまして、株式所有あるいは役員兼任の場合も同じでございますけれども、一定の取引分野における競争を実質的に制限されることになるかどうかかということは、住専の関係で申しますと、母体行と住専の間に株式所有あるいは役員兼任によつて結合関係があるか否かを判断する。結合関係があるというふうに判断される案件の中から、選別基準のいずれかに該当するというものを重点審査の対象として特に重点的に審査をする。その際にどういう点を考慮するかということがこの基準の中に書いてありますて、総合的に判断をするということになつて いるわけであります。

これを住専の場合に当てはめてみると、母体行それぞれと住専との間の株式所有比率あるいは兼任役員の数は多くないので母体行それぞれと住専との間の結合関係は薄いということで、先ほど申し上げましたとおり審査対象にならない。

仮に結合関係があると考へると、重点審査の対象ということになりますけれども、この場合でも企業向けの不動産融資あるいは個人向け主宅融資など、私どもの手続は一段落するということだと思います。

を行つてゐる事業者は数多く存在いたしております。すので、母体行、住専それいずれのシェアも低いと、いうことでござりますので、一定の取引分野の競争を実質的に制限するということはまず想定されないというふうに考えております。

○平田耕一君 これ以上返答は、この場ですから求めませんけれども、私の意見だけ申し上げておきますと、議論というものが国会でどの程度突つ込まれるかということなんです。

まず届け出については、じや二十年間なぜ届け出がなされたんだらうということを突つ込んでいくと、実は今回の事件の真相に迫るところがあるんじやないかなと私は思つております。いつの時点で住専と銀行が競争関係になつたということを明確に認識する必要があつたという点を、あるんじやないかなと私は思つております。いつの時点で住専と銀行が競争関係になつたといふこと、これがその届け出という項目から入つておけると私は思つております。

それから、後段の重点審査に当たらないという論をお話になられたわけであります、その論の中で既に矛盾を呈しておると私は思つております。なぜならば、本来株式基準が、持ち株比率が少ないということはもともと独占禁止法上クリアする株式数でもって設立されおるわけですか、個々の銀行にとつてはもちろん比率が少ないことはわかつておるわけでありますけれども、しかしその基準の中の水平型所有ということを突き詰めて法的に解釈を広げていきますと、これは見事に適用されるというふうに私は思つております。結合関係というのはそれから裏づけられていく、またそれによって独占なのか支配なのかあるいは不公正な取引なのかということは別の問題で重点審査ができるだらうというふうに思つております。一つの仮定として、例えば議論が行きどまりになつてゐる点というと、実はどんな質問を皆さんがなさいましても、母体行と住専とは融資の審査基準が違うんだというところで議論がとまります。

突つ込むためには、私はその重点審査基準の調査

から入つていつて、なぜ審査基準が違うのかといふところを解明していかないと、この問題は解決しないんだろうと私は思つておりますので、鋭意御検討をぜひいただきたいなというふうに思つておる次第であります。

それを突き詰めていきますと、判例はないんですけども、不公平な取引の中の差別対価という問題について、差別対価というものは価格だけの問題でできるんではないかなと私は思つておりますから、どうぞひとつ大変大きな国民的な課題です。まして、ほかの法律の運用、監視、苦情処理等に差別対価というものは逆差別対価というものに適用もずっと影響していくわけでありますから、公正取引委員会としても毅然たる態度でもつて御研究をせひとも今後ともお願ひを申し上げまして、この件につきましてはおかしていただきたいと思つております。ありがとうございます。

さて、訪問販売法に移らせていただきますけれども、昨今、不況が長引いておりますけれども、その間にあつて当業界につきましては、いろんな区分があると思いますけれども、それなりの法整備をしなければならない、あるいは苦情も出てくるといつたほどに、必ずや売り上げが伸びておるだろうというふうに思つておるわけであります。

○政府委員(大宮正君) お答えいたします。

訪問販売及び通信販売等の売り上げの動向につきましては、昭和五十年代以降、市場規模

が急速に拡大をしておりまして、昭和五十四年度には九千三百億円であつた売り上げが昭和六十年度には二兆円を超えるまでに成長しております。

その後も主婦の在宅率の低下などマイナス要因があるにもかかわりませず、安定的に成長しております。平成四年度以降は、小売業全体の売上高がマイナス成長にある中で、それでも微増を続けてお

ります。この結果、平成六年度には、売上高は三兆一千億に達しております。全小売業売上高に占める割合は二・三%となつております。

また、通信販売につきましても、訪問販売と同じく、昭和五十年代以後急速な成長を遂げております。昭和五十年には三千億円でございました売上高が、平成二年度までほぼ一貫して年率一〇%超えるペースで増加しております。その後も

小売業全体の売り上げが低迷する中で、引き続き四ないし五%の成長を維持しております。この結果、平成六年度には売上高は二兆円となつております。

まして、小売業全体の売上高に占める割合は一・四八%となつております。

○平田耕一君 ありがとうございます。まさに成長産業であるということをございます。

そんな背景として、それぞれの事業者がいろいろ努力をして顧客ニーズに合った取引形態を考え、そしてまた消費者にも受け入れられた結果こ

ういう成長を遂げてきたということでありますかと

いうふうに思います。確かに一部には、あるいはもしかしたら一部でないのかもしれませんけれども、悪質な事業者もおつてトラブルの数もそれなりにふえてきておるということでありましょう。

しかしながら、多くの事業者は消費者のニーズをとらえて健全に商売をしてきた、こういうことです

あります。

法律を改正いたしまして規制を強化するということも大切なんでありましょうけれども、その前

に消費者教育とか消費者の啓発活動をする、ある

いは消費者により賢い選択をしていただけるよう何らかの方法を考えいくこと、そのような形で、対応というものが十分なされていなかった上で、次なる法規制ということに進んでいくんだろうというふうに思いますが、そういうことにつきました。

○政府委員(大宮正君) ただいま先生から御指摘

がございましたように、私どもこれは特殊取引と言つておりますけれども、こういう取引のあり方の問題といいますか行政の方といふのは、私ども

どもは三本柱で考えております。

一つは、まさに先生御指摘ございましたように、いわゆる消費者に対する啓蒙普及を行つて、例えば訪問販売でございますと訪問販売協会、それから昨日参考人で来られました通信販売協会等の業界団体がござります。そういう業界団体で、自主的に規制をしていく、こういったやり方。それから第三番目が法律、訪問販売法で

もつて必要な範囲で規制をしていく。この三つの柱で進めておるわけでございます。

今回、法律の改正の対象となつております電話勧誘販売等に関するても、従来から消費者啓発に一生懸命努めてきてはおりますけれども、最近、御承知のように電話が非常に普及してきたということを考え、それからトラブルの崩壊等も踏まえまして若い人たちが職業を転職したいとか、あるいは年功序列制が非常に変わってきたというふうなそういう社会的背景をバックに、またいわゆる悪質なものにつきましては、電話での勧説の仕方が非常に巧妙、執拗になつていて、それが非常に重要なことではあります。そういったことで、今回法改正をお願いするに至つた次第でござります。

しかししながら、いずれにしましても私どもとしては、消費者啓発の推進は極めて重要であると認識しておるところでございまして、今後ともこういったことをしっかりとやつていただきたい。それからもう一つ、業界団体に対しても自主的な規制というものをきちっとやつていただくということを引き続きお願いしたい、こういうふうに考えております。

○平田耕一君 消費者教育、業界の自主規制と法規制という、その明確な順番を踏んで手続をとつておられるということであります。そして法改正に至つたということなんだと思います。それはある程度やむを得ないといったしましても、できれ

ばこれは、もともと法律規制は少ない方がよい、訴訟は少ない方がいいということを私は何遍も申し上げるんですけれども、できるだけ過剰規制にならないよう心がけていただきたいというふうに思う次第であります。そしてまた、特に電話といふものは非常に文明の利器であります、消費者にとつてもいろんなメリットがあるわけであります。そういうふたんすけれども、日本においては、例えば電話帳で事業者から電話拒否リストというのがアメリカはあるようございまます。電話勧誘拒否者リスト。これはそういうリストなんでしょうけれども、日本においては、例えば電話帳の色を変えて、赤の電話帳で事業者から電話をかけた場合に、その電話番号に記載されているものは契約が無効であるというような方法も考えられなくもないというふうに私は思っております。電話をかけて、消費者のメリットを十分考える、健全な取引を阻害することのないよう留意していくという点につきまして、ぜひともひとつ基本的に置いていただければありがたいというふうに思いました。

そういう点からしまして、昨日もこの法規制につきまして指定商品制なのかなそうでないのかという議論がありました。もちろん原理原則で考えますれば、できるだけ法の網をかぶせるということよりも、その中でもやむを得ないものだけ指定をするという指定商品制といふものは、どこまでもそういう精神でやつていただきますが、非常にそれは結構なことだというふうに思うわけでありますよということでありまして、実質網をかぶせたことと変わらないような実態にもなりかねないわけであります。

この点につきまして、産業構造審議会消費経済部会ではどんな議論が行われて、そしてその指定商品制につきまして何らか考え方が出ておるんでしょうか。お尋ねをいたしたいというふうに思いたいと思います。

○政府委員(大宮正君) ただいま御質問いただきました指定商品制の問題でございますけれども、これは先生からも御質問ございましたけれども、産業構造審議会の消費経済部会においても御議論をいただいておりますし、実は、これは訪問販売法をつくった昭和五十一年、六十三年ころにもいろいろと議論をされておるところでござります。

それで、今部会でどのような議論があつたかといたしまして、実態につきまして簡単にお聞きいたしますけれども、まず、やはり指定商品制はやめるべきではないか、全面的に規制すべきじゃないかというような御意見もございました。これは商品、役務の種類を問わず、電話勧誘という方針 자체の問題に起因するものであるから指定商品制をとるべきではない、こういう主張もあることはあつたわけでございます。

ただ、一方におきまして、やはり指定商品制がいいんじゃないかという御意見もございまして、トラブルが生じていいものは過剰規制がかからぬようすべきであり、逆に多岐にわたる商品の中から一体何と何を除外するのかということにつきまして指定期商品制なのかなそうでないのかという議論がありました。もちろん原理原則で考えまなければ、できるだけ法の網をかぶせるということよりも、その中でもやむを得ないものだけ指定をするという指定商品制といふものは、どこまでもそういう精神でやつていただきますが、非常にそれは結構なことだというふうに思うでありますよということでありまして、実質網をかぶせたことと変わらないような実態にもなりかねないわけであります。

○政府委員(大宮正君) いわゆる指定商品以外でトラブルになっているものがあるかどうかという御質問でございますが、実は、いわゆる指定商品以外で苦情相談件数の多いものは、マンションなどの宅地建物取引とそれから商品先物取引でございます。これらにつきましてはそれぞれ業法がございまして、その業法によつて事業全体の適正化とのバランスを取りながら電話勧誘についても規制が行われることが適當ではないか。また、従来、訪問販売等につきましても同じような格好で業法があるものについてはそれぞの法律で規制をする、こういう体系になつております。

こういった情勢のもとで、宅建業法につきましては、ことしの四月一日より、建設省令の改正によりまして、マンション販売等にかかる電話による長時間の勧誘、その他相手方を困惑させる方法による勧誘が禁止されたところでござります。また、商品先物取引につきましても商品取引所法、それからもう一つ海外先物取引法にかかる規制が改正によりまして、本年四月一日より契約締結拒否者に対する再勧誘、電話において迷惑を覚えさせるような時間帯に行う勧誘等が禁止されたところでございます。

これら以外につきましては、基本的に規制を講じなければならないほど被害実態はないものと私は認めしておりますけれども、今後、被害実態が生じた場合には、必要に応じて関係行政機関とも連絡を密にとりながら適切な対応を図つてしまいたい、こういうふうに考えております。

○平田耕一君 こういう点につきましてはなかなか非常に難しいからだと思います。法律というものが先回りをしてどんどん規制していくということでは、私は本当に望ましからぬことであろうと思いまして、後追いもやむを得ないかというふうに思いますが、現実に起つておる問題でありますから、電話による契約といふもののがどうかという中で、電話の契約といふものは一通過点での経済的な問題であろうというふうに思いますが、現実に起つておる問題でありますからひどいお尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

次に、契約についてお尋ねをいたしたいと思いますが、電話による契約といふもののがどうかという中で、電話の契約といふものは一通過点での経済的な問題であろうというふうに思いますが、現実に起つておる問題でありますからひどいお尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

○平田耕一君 こういう点につきましてはなかなか非常に難しいからだと思います。法律といふものが先回りをしてどんどん規制していくといふことは、私は本当に望ましからぬことであろうと思いまして、後追いもやむを得ないかというふうに思いますが、現実に起つておる問題でありますからひどいお尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

○平田耕一君 こういう点につきましてはなかなか非常に難しいからだと思います。法律といふものが先回りをしてどんどん規制していくといふことは、私は本当に望ましからぬことであろうと思いまして、後追いもやむを得ないかというふうに思いますが、現実に起つておる問題でありますからひどいお尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

○政府委員(大宮正君) ただいまの御質問は、いわゆる電話による会話といいますか電話による契約と、それから実際に書面に捺印したときに契約が成立する、その契約時期の問題であると思いま

すけれども、実は電話による取引は事業者だけじゃございませんで、消費者にとつても大変に利便性、迅速性が高いものでございまして、現在電話勧誘販売を含め多くの取引が電話によつて行われている状況でございます。その典型的なものは為替取引等でござりますけれども、こういった状況のもとで、仮に一部の問題のある取引の規制のためにすべての電話勧誘販売について消費者が書面に署名捺印して返送しなければ効力が発生しないといふにした場合には、電話による取引の利便性、迅速性が損なわれることになる、こういふことでございます。

具体的には、電話で契約が成立したと思つていた消費者が書面を送付していないためにいつまでたつても商品が送付されれてこないというようなケースもござりますし、事業者は消費者から書面が送付されるまでは契約が成立しないために、場合によつては長期間にわたつて不安定な状況に置かれる事になりますし、取引の安定性が著しく害されるという事態にもなります。また、大部分は問題ない取引を行つてゐる消費者にとつては、書面の返送という無用な負担を強いることにもなるわけでございます。

さらに、民法等の他の民事関係法令は契約の成立は原則として諸成契約となつておりますので、訪問販売法において諸成契約の例外を設けることとした場合、これらの関係法令等の調整等検討すべき課題が非常に多くございまして、むしろ民法

ルール全体における諸成契約のあり方そのものの問題として検討するのが適当ではないか、こういふことでございます。

一方、消費者救済につきましては、この訪問販売法におきまして、クーリングオフの制度によりましていわゆる消費者の保護というものについての実効性を担保しているといふに考えております。

産業構造審議会消費部会においても、この点について御議論いただいたところでございますけれども、ただいま申し上げましたような理由に

よりまして、答申において採用されるところとはならなかつたものでございます。

○平田耕一君 ありがとうございました。

その辺の経緯はわかつたわけであります。一般的の商工委員会の委嘱審査の質問の中で、お見えになる林先生が電子商取引について質問されておられたわけであります。そのお話を聞いておりま

して、これから将来の取引といふのはどんどん形態が変わらうだらうというふうに思つております。

したがいまして、この法律自体も、訪販法自体もこれからどんどんメディアが進展していく、そして法整備していくかなきやならないというその一

過程というか、民法、商法を基本にしてそれと網羅できないものを訪問販売法でやつておる、ある

いは先ほどお話をありましたように商品先物やその他の不動産取引はそれぞれの法律でもつてそういう取引についての規制をしておる、こういうこ

とであろうかというふうに思いますが、そういう

全体の法体系の中今次のこの法律といふもの的位置といいますか、そういうようなものを簡単に御説明していただきたいのと、それから、そ

いつた形でこれからファックスやパソコン、そういうメディアというものがどんどん取引の中に入つてまいるわけであります。既に入つておるわけでありますけれども、それが今回の法律の中には明確に規定がないということになりますから、その辺のことを関連づけてお話を賜りたいといふふうに思います。

○政府委員(大宮正君) 御指摘のございましたようにファックス、パソコンなどのいわゆる電子機器等を手段として用いた取引につきましては最近非

常に伸びつゝあるわけございまして、現在の法

規制に加えて新たな規制がこういった法

アックス、パソコン等による取引に必要かどうかけれども、ただいま申し上げましたような理由に

よりまして、答申において採用されるところとは

うちといふに考えておりますが、現在のところ

、ファックス、パソコン等による販売の勧誘は、

電話による勧誘の場合のように消費者がそれによ

り意思形成に影響を受け契約意思が不安定なまま取引を行つてしまつというような実態は余りない

ようございまして、消費者からの苦情相談も非常にわずかでございますことから、電話勧誘販売と同様の規制は現時点では必要ない、こういうふうに判断したところでございます。

産業構造審議会消費部会においても、一番目に、大きな消費者被害は発生していないこと

二番目に、電話による勧誘における場合のように消費者がそれによって意思形成に影響を受け契約

意思が不安定なまま取引を行つてしまつという実態がないことなどから、現時点においては現行法上の規制を行う必要はないといふふうな判断が行

われているところでございます。

なお、同じ審議会から、消費者保護の観点から注意深くその動向を見守つていく必要があるとの御指摘を受けておりまして、今後、取引実態、被害実態を踏まえて適切に対応してまいりたい、こ

ういうふうに考えております。

○平田耕一君 ありがとうございました。

では次に、連鎖販売取引についてお尋ねをいた

したいといふに思ひます。

同じような観点でありますけれども、まず十二条を改正して禁止行為の対象者が拡大されるといふことあります。私自身はこれを拡大するよ

りも、むしろ組織の管理者に対する取り締まりを強化する等のこととで適正化を図つていくべきではないかなというふうに思つておるわけであります

が、それにつきましての答弁をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(大宮正君) ただいまの御質問は、禁止行為の対象者の拡大の問題であると思ひます。

今回の法律改正は、近年の連鎖販売取引における被害実態、これは昭和六十三年に改正をしましてしばらくは被害が横ばいでございましたけれども

も、ここ数年、また非常に連鎖販売の被害が増加しております。この実態をいろいろ調べてみま

すと、下位の連鎖販売を行つう者が自主的な勧誘活動を行つてることが多くなつております。こ

うした下位の者が行つう勧誘による被害が存在するという実態にからみまして、さらなる被害者救

済を図るため、産業構造審議会の御指摘も踏まえながら、本条禁止行為の対象に連鎖販売業を営む者を追加、従来は統括者と勧誘者、いわゆるリードだけが対象でございましたけれども、連鎖販

売業を行つう者を追加するということにしたものでござります。

このような実態変化の背景には、連鎖販売業を行つう者はそれぞれ独立した自営の業者でございまして、末端で行われる違法行為は統括者の管理の行き届かないところで行われるという事情も存在する。これが考えられるわけでございまして、それらの者の行為について統括者に法律上の管理義務を課すことはなかなか難しい状況にございまして、行為者本人の責任を問つことが必要である。こういうふうに判断したところでございま

す。

○平田耕一君 ここで大変難しい、無理に関連づけるわけではございませんけれども、末端加盟店

者を規制対象にするということにつきまして、この対象者というのはいわゆる主婦であるとか若い

方々、いわゆる取引の素人であるということになります。これがございまして、法律を知らない、どこまで周知徹底できるんだろうかどうかということが法

律の存在する意味になつてくるわけであります。

冒頭に、独占禁止法の役員兼任届け出を二十年間、大蔵省からもたくさん人が行つておる、日本

の経済界をリードする銀行が知らなかつた、だから罰しないんだというような話であれば全く無意味になつてしまつうわけでありまして、その点につきまして、そういうこれは一つの例でありますか

ら、対象は違法であることには間違いないわけありますから、いかにして法律が生きるために皆さんが周知徹底をなさる御所存か、この辺

できるだけ具体的にお答えいただきたいなというふうに思います。

○政府委員(大宮正君) お答えをいたします。

まさに先生御指摘のとおりでございまして、連鎖販売取引の禁止行為の対象の範囲が、従来の統括者、勧誘者だけではなく、広く連鎖販売業を行なう下位加盟者にまで拡大するということは、いわゆる加盟店となつた一般消費者が加害者として取り締まりの対象になるという場合も想定されるところでございます。

このため、御指摘のとおり、改正内容の周知徹底に当たっては、地方公共団体、消費者団体等の協力も得まして、パンフレットの作成等により一般の消費者が加害者とならないために十分注意喚起を行っていくことが重要であると考えております。また、事業者団体に対しましても、こういった観点から、各事業者がそれぞれの自分の事業者の販売員に対して法改正の内容を周知するように指導していくことによりその周知徹底を図っていかたい、こういうふうに考えております。

○平田耕一君 これから将来ますます拡大していく問題ではあらうかと思いますので、まだまだ具体的な方法については言及する時期でないのか、あるいは時間がないのか、いろいろ難しい問題があろうかと思いますが、ひとつ思い切った対策をお願い申し上げたいというふうに思います。総じてこれにつきましては、今のところ、現時点で、現実に対応するためにいたし方のない規制なのかなという思いもいたすわけであります。もつとも、悪い人が出てきた場合にはこれを取り締まるのは当たり前のことになりますから、これは必要最小限にしてやっていかなきやならないという思いは持つておるわけであります、この法のあり方といいますか、それをいかに守つていくかというのは一々が例になるわけですから、先ほどおの独禁法の問題のようなことにならないようにひとつお願いをしたいというふうに思うわけであります。

どうやつてそれを厳格に運用していくのかといふことにつきまして、現実にこれは厳格に運用したことなどないようことで、五月八日に資格商法について詐欺事件の摘要があつたわけでありました。それで、それにつきまして、それに至つた概要をお伺いし、そして今後その取り締まりについてお考えがございましたら、あわせてお答えいただきたいというふうに思います。

○説明員(園田一裕君) お答えいたします。

御質問の事件の件でござりますけれども、この事件は、電話勧誘によって各種資格の受験教材を販売していた業者であります。これが宅地建物取引主任者資格の教材販売に際しまして、これは過去、かつて各種の資格教材を購入したにもかかわらず資格を取得することができなかつた方々を対象にいたしまして、電話によって一般の受験者に優先して資格が取れる救済制度ができたなどとうそをつきまして、登録料の名目で多額の金錢をだまし取つていた事件でございます。

この事件につきましては、警視庁が詐欺罪で被

疑者十七名を逮捕するなど、現在全容解明に向けて捜査を行つているところでございますが、現在までのところ、被害者は約六千七百名、被害総額は約三十二億円に上るものと見ております。次は、今後の取り締まりの関係でござりますけれども、警察といつしましては、これまで電話勧誘による資格法に係る事犯につきまして重点的に取り締まりを行つてきたところでございます。ただ、この種事犯につきましては、電話のみによるやりとりであるという上に、この電話勧誘販売に取り締まりを行つてきたところでございます。

以上でございます。

○平田耕一君 ありがとうございます。

戻りまして通産省にお伺いいたしますが、この訪販法に基づく報告聴取、立入検査、指示、業務停止命令等の行政措置の発動が、苦情相談件数と

いうのは飛躍的にふえてきておるという中で、それほど多くないということにつきまして、その実態についてどうお考えなのか、御返答いただきたいと思います。

○政府委員(大宮正君) お答えいたします。

訪問販売法の違反事犯のうち悪質なものにつきましては、経済事犯として警察当局により取り締まりが積極的に行われておりますが、当省としても情報提供、法令照会等を通じて警察当局との密接な連携のもとに、法の厳格な運用の確保に努めているところでございます。

○政府委員(大宮正君) お答えいたしました。

それから一方で、訪問販売、連鎖販売取引にかかる指示、命令等の行政措置につきましては、確かに数が必ずしも多くないわけでござりますけれども、これは都道府県知事にその権限が委任されておりまして、都道府県においては独自にいわゆる消費者保護条例が整備されておりまして、訪問販賣法に基づく行政措置の発動に於ける条例に基づき報告聴取、指示等が行われ、対応が図られるケースが多いものと承知しております。

お、このような場合においても、訪問販賣法に基

づく行政措置が罰則担保となつていてことから、これらの条例による対応の大きな後ろ盾として機能しているものと考えております。

○平田耕一君 その体制整備につきましては本当に一步踏み込んだいような気持ちでありますけれども、ひとつ国の重荷にならないよう、そしておかつ効果が上がるようぜひともお願ひを申し上げたいこと、それから行政サイドにおけるそういう体制は別にいたしまして、やっぱりこれからどんどんまだ伸びていく、あるいはどのようにおかげで飛躍するかもしれない業界でございま

ます。

○平田耕一君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、警察といたしまして

は、今後とも消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から、法令に違反する悪質な行為に対しましては、関係の機関と緊密な連携をとりまして早期に把握に努めるとともに、改正かつ適切な取り締まりを行つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○政府委員(大宮正君) ありがとうございます。

戻りまして本省及び全国八ヵ所の通商産業局に消費

者相談室を設置するなど消費者行政の体制整備を図ってきたところでございまして、さらに都道府県、警察等の関係行政機関や民間団体等とも緊密な連携をとりながら法律の厳格な運用に努めてき

たところでございます。

○政府委員(大宮正君) 当省といたしましては、

従来より本省及び全国八ヵ所の通商産業局に消費

者相談室を設置するなど消費者行政の体制整備を

よつにお考えなのか、ひとつお答えをいただきた

いと思います。

○政府委員(大宮正君) お答えいたしました。

それから一方で、訪問販売、連鎖販売取引にか

かる指示、命令等の行政措置につきましては、

確かに数が必ずしも多くないわけでござりますけれども、これは都道府県知事にその権限が委任さ

れておりまして、都道府県においては独自にいわ

ゆる消費者保護条例が整備されておりまして、訪

問販賣法に基づく行政措置の発動に於ける条例に基づき報告聴取、指示等が行われ、対応が図

られるケースが多いものと承知しております。

お、このような場合においても、訪問販賣法に基

づく行政措置が罰則担保となつていてことから、

これらの条例による対応の大きな後ろ盾として機

能しているものと考えております。

○平田耕一君 その体制整備につきましては本当に一步踏み込んだいような気持ちでありますけれども、ひとつ国の重荷にならないよう、そしておかつ効果が上がるようぜひともお願ひを申し上げたいこと、それから行政サイドにおける

そういう体制は別にいたしまして、やっぱりこれ

からどんどんまだ伸びていく、あるいはどのようにおかげで飛躍するかもしれない業界でございま

ます。相談窓口をきのうお訪ねいたしますと、業

界として自主的に一一〇番制度というものをして

ておられるようありますけれども、これとてなかなか知つておる人がどれだけかなという思いもございまして、業者あるいは業界の自主的な解決策という点につきまして御指導をお願い申し上げたいんですが、取り組みがございましたら、あるいは今後のお考えがございましたらお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(大宮正君) ただいま御指摘ございましたように、業界自身においてもいわゆる消費者相談といいますか、そういう体制を充実することは非常に重要でございまして、トラブルの迅速な解決を図り、消費者の声を当該企業の商品、サービス等に反映させることが非常に重要でございます。

当省といたしましては、消費者保護基本法の制定を契機といたしまして、昭和四十四年以降、産業界における消費者苦情処理体制の整備につきまして協力を要請してきたところでござります。これに關係いたしまして、このような企業の活動を人材面から支援するために、昭和五十五年に消費生活アドバイザーハウス制度を発足させまして業界に対し協力を要請してきましたところでござります。日本は冠たる法治国家、本当に暮らしやすい、訴訟の少ない、みんなが法律を知つておるという国にするためにどんな形で御担当の所轄の事業をお進めになられるのか、所感で結構でござりますから、ぜひとも大臣のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(塚原俊平君) 平田先生と商務流通審議官とのやりとりの中で、先生が最後におまとめになりました三本柱、今回の改正内容を含めた法規制の周知徹底及び悪質商法の手口や商品情報等に係る的確な情報提供による消費者の契約意識の向上等、消費者啓発の積極的な推進というのが一本目。それから、関係業界の自主的な適正化努力に対する指導、支援をするという一本目。そして三本目が、地方自治体や取り締まり当局との緊密な連携のもとで訪問販売法の厳格な運用をするということでの法の運用に当たつてしまりたいと思います。

今後とも、行政における消費者保護に向けた体制整備を図るとともに、民間企業、関係業界における消費者相談窓口の充実により消費者救済を図るため調査、指導を行つてきているところでござります。

また、関係業界団体における取り組みにつきましては、日本訪問販売協会及び日本通信販売協会におきまして、消費者からの苦情相談を受け付けてきたところでございます。

また、関係業界団体における取り組みにつきましては、日本訪問販売協会及び日本通信販売協会においても、会員企業に対しまして迅速な被害救済を図るため調査、指導を行つてきているところでござります。

今回の改正につきまして、思いつく限りの角度でお尋ねをいたしたわけありますけれども、最後に、消費者被害の防止をより効果的なものにするためには、法律の厳格な運用とともに消費者教

育、啓發を充実しなければならない、あるいは業者の自主的取り組みに対する指導という総合的な対策が必要であろうかというふうに思うわけでありますけれども、その中の法律の厳格な運用と

応をしていく中で、やはり消費者を大切にした行政というものをいたしてまいりたいというふうに考えております。

○平田耕一君 ありがとうございます。

その前に、本日の報道によりますと、「下請け法違反」目立つ悪質なケース」ということで公正取引委員会が発表をしておりますが、いわゆる下請いじめ、「代金額や買いたたき」ということで、非常に件数は減つておりますけれども、悪質なケースがふえておる、こういう報道がされております。これもまた不公正な取引の一つでござります。

公正取引委員会が昨年の二月に行つた調査によりますと、五九%の納入業者の方が、六割近いんですが、押しつけ販売をされたというふうに回答をしております。公正取引委員会が二年前につくったガイドラインあるいはこういう調査を行つておる方の押しつけ販売が実はまだ八二%にも及んでおる、こういう実態が報告をされておるわけでございます。長引く不況で押しつけ販売が徐々にまたふえておるというような調査もござります。

公正取引委員会としては、こういった不公正な取引あるいは押しつけ販売といったものに今後どういうふうに取り組んでいかれようとしておるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(大熊まさよ君) 公正取引委員会は、平成三年七月に「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を作成、公表いたしました。このガイドライン公表後の取引実態を把握する観点から、平成六年に今お尋ねのありました百貨店、スーパー等の大規模小売業者と取引している納入業者を対象に納入取引の実態調査を行いまして、その結果を平成七年一月に取りまとめ、公表したところでござります。

その調査結果によりますと、ガイドライン公表後に、例えれば押しつけ販売が減少したとする納入業者の割合も比較的高いことから、ガイドライン公表後はそれ以前に比べて納入取引が公正化の方に向に向かいつつあるというふうに評価できる面もあると考えられるのですが、他方で、今御指摘のありましたように、押しつけ販売については仕入れ担当者が納入業者に商品の購入を要請したという回答も納入業者から寄せられるなど、問題点も見られたところでございます。

このため、公正取引委員会としては、納入取引の一層の公正化を図るために、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等に対しても公正取引委員会がつくりましたガイドラインの内容が傘下会員各社内で周知徹底されるよう指導を要請いたしました。また、一部の大規模小売業者に対しても社内での周知徹底を図るよう要請したところでございます。これらの団体及び大規模小売業者におきましては、当委員会の要請を受けまして、自主基準の作成や社内体制の整備等、改善が図られているものと承知しているところでございます。

なお、今後の問題でございますが、担当者にも十分周知されることが重要だというふうに考えております。今後とも、こういう大規模小売業者と納入業者の取引に関しましては、適宜必要な調査等を行ふことによりましてその実態を把握するとともに、納入業者に不当に不利益を与えるような押しつけ販売についてはその是正を図るなど、納入業者から寄せるなど、問題点も見られたところでございます。

○平田健二君 ありがとうございました。

けさほどのニュースにもございましたように、中小企業は非常に長引く不況で、通産省の発表にもありますように、なかなかその回復が思うようにならない、そいつたときにはまたこういった下請いじめ、あるいは押しつけ販売、中小零細企業は踏んだりけつたりですね。ひとつせひ取り締まりを強化していただきたいというふうに要望しております。

○政府委員(大富正君) お答えいたします。

マルチ商法についてどういう認識を持ってお

きたいと思います。

次に、マルチ商法について、訪問販売法についてお尋ねをいたします。

先ほども政府のお話がございました。しかし、実態は被害が続発をしておるわけでございます。

さきの衆議院商工委員会の議論の中で、我が党の小池百合子議員の質問に対しても政府の答弁は、今

は、連鎖販売そのものが基本的に危険であるとい

うことは、これはちょっと行き過ぎだと言った上

で、さらに小池百合子議員の、マルチが危険であ

ると勧説される人がわかるよう警告的文書を明

示すべきだという主張に対しては、通産省は、事

業者団体が自主的にやる、法律でそこまで踏み込

むのはどうかというのが私どもの考え方、こうい

うふうに述べております。こういう認識ではマル

チの被害というのはいつまでたっても少なくならな

いというふうに思うわけでございます。

マルチ規制の最初の答申でございました産業構

造審議会流通部会の昭和四十九年の中間答申に

は、「マルチ商法が上述のような種々の問題点を

抱え、社会的トラブルの原因にもなっていること

に鑑み、その活動を実質的に禁止するよう厳しい

規制を行ふべきである」とした上で、「この商法

が組織拡大の手段としてリクルート機能に大きく

依存しているところに基本的な問題点があり、こ

のようなりクルート料の授受は極めて好ましくな

るものと認めざるを得ない」と言い切つております。こうした考え方には今でも継承されているはずだというふうに思います。罪刑法定主義から全面

禁止ができないというところだけが何か誇張され

ておりますけれども、いつの間にか基本的にはな

いかな、こういう気がいたします。

政府は、このマルチ商法の取引についてどうい

う認識をお持ちなのか、最初にお尋ねをいたした

いと思います。

○政府委員(大富正君) お答えいたします。

マルチ商法についてどういう認識を持っている

かという御質問でございましたけれども、実はこのマルチ商法という定義 자체がなかなか難しくあります。つまりました五十二年のときも、いわゆるよいマルチ、悪いマルチ、灰色のマルチというような議論がございました。それが

らまた法律の規制の態様によりましていろいろな形の新しい形態が出てくるということでございま

す。

したがいまして、法律の制定時あるいは改正し

た昭和六十一年のときに、これは衆参両院で議論

はされたわけでござりますけれども、自主的にこ

ういういわゆる悪質なマルチは禁止したらどうか

ということに対しまして、いわゆる悪質なマルチ

商法を法的に全面禁止しようとした場合には、こ

れは先ほど先生御指摘のとおりでござりますけれ

ども、罪刑法定主義の観点から、構成要件を厳密

にかなり狭く規定せざるを得なくなりまして、そ

の結果、悪質業者による規制回避の脱法行為を容

易に許すことになり、取り締まりの観点から見て

かえて適当でない、こういう判断をしたわけでございます。

したがいまして、全面禁止するよりもある程度緩やかな要件で定義を行いまして、網をかけた中

で、例えば威迫困惑行為であるとか、あるいは不

実の告知、事実の不告知といったような不當な行

為がある場合に、この行為を規制してそれによつて悪いマルチ商法を自主的に禁止するというのが有効であろう、こういうことが法制定当時の立法の趣旨でござります。

現在におきましても、こういった考え方方に変更

はございませんで、私ども、今後ともこういった

考え方で法の運用をやついていきたい、こういうふ

うに考えております。

○平田健二君 そういう言い方もありますが、し

かし、四月二十四日から五月八日、五月十六日、マスコミで報道されておるだけでもこれは全部マルチの被害です。今おっしゃられたように、そう

いう方法でこういったマルチの被害が減つていま

すかどうかですか、お答えください。

○政府委員(大富正君) マルチ商法に対する被害をとりますが、私ども苦情処理ということで把握

をとりますが、私ども苦情が多くなっていますけれども、これは先

ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、昭

和六十三年から平成二、三年ごろまでは何となく

横ばいでございましたけれども、四年、五年と非

常に苦情が多くなっています。こういったこと

も踏まえまして、取り締まり当局、警察当局にお

けでござります。

いつも、平成五年、六年とたしか二十四件でござ

いますけれども、検挙するというようなことでい

ますけれども、司法当局とも御相談をいたしましてどういった

対応をしようかというのを、いわゆる連鎖販売業を

いわゆる少し幅広くその対象範囲を広げていこうということが第一点。それから

ちょっとまだお話をこの場で出しておりませんけれども、特定負担という、これは要するに加盟店と

あるいは商品の引き取りを義務づけるという

か、契約の中身としていくというふうなことで二

万円という規制があるわけですが、その

実態的なやり方。例えば連鎖販売取引を契約したときには二万円の負担を負わせるというだけじゃございませんで、実態のケースを見ますと、いわゆる特

定の負担のあり方を通して品物を引き取らせるというような事態も生じておりますので、こういったことも含めて、いわゆる特

定の負担のあり方を通達で少し明確にして脱法的

なものを防止していく。こういった二点を今回

の改正の大柱として御提案をし、引き続きマ

ルチの取り締まりをしっかりとやっていく、こう

いうことでございます。

○平田健二君 そういう言い方もありますが、し

かし、四月二十四日から五月八日、五月十六日、マスコミで報道されておるだけでもこれは全部マルチの被害です。今おっしゃられたように、そう

いう方法でこういったマルチの被害が減つていま

すかどうかですか、お答えください。

○政府委員(大富正君) これ以上言つても仕方がありませんが、マルチ商

法に関して、ドイツでは全面禁止、ヨーロッパでは非常に強い厳しい規制があるわけです。ヨーロッパ諸国と比較して日本の規制は緩やかだなどという感じがしておりますが、日本は規制を緩やかにする必要がなぜあるのか、そういうふた特殊事情が日本にあるのかどうか、お尋ねをいたします。

こういった法をつくらなきやならぬというよくなきやいかなふ。さつきも言いましたように、禁止をする方向でというのが昭和四十九年の、当初の審議ですから、ぜひ全面禁止すべきだと思いますが、どうでしょうか。

ましたようすに、やはり契約の段階で目立つところに、この契約には最初に負担金がかかりますよ、いわゆる特定負担、次に自分の売り上げは勧誘者を始めとする上部の人々にマージンを取られますよ、特定利益の提供、そして自分が勧説した人以上から、売り上げからマージンをもらえますよ、

うとする者に交付する書面に、今申し上げたようなことを記載することになっておりまして、その中身についてさらに充実させることを検討している、こういうことでございます。

○政府委員(大宮正春) いわゆる悪質なマルチ商法を全面禁止すべきというお話をござります。これは先ほどもちょっと私、法律の制定時あるいは

特定利益の享受 四番目として、二十二年十一月二十日間でありますよ、こういった文書を統一的につくって、普通の商売じゃないんだよということを

のところが逆行の形で、事も音韻が人によって字でずつと書いてあります。そのことじやないかでしようか。

伴わない単なる金銭配当システムについてはピラミッド商法などと呼ばれておりまして、ほとんどどの国で禁止されています。また、連鎖販売取引のよう商品等の流通を伴うシステムにつきましてはマルチレベルマーケティングと呼ばれておりまして、おおむね合法的なものと認めた上で一定

改正時の御議論を説明いたしましてけれども、どもとしましては、やはり全面禁止ということになりますと、これは法律をつくるときも法制局とともにいろいろな議論があつたようございまして、やはりそこで罰則がかかつたり禁止するわけですから、罪刑法定主義という立場から相当厳密になります。こう見ると、この二つは、二つとも違ひます。

私は、書面の目立つところに大きく「絶対に」と書いてあります。この商売は危険ですよ、こういったことをきちっと書いて契約をさせます。

の規制を講じている例がございます。マルチレベルで規制するルマーケティングに係る各国の法制度を比較してみると、我が国の法制度は規制対象となる取引の範囲が広くなっている点に特徴があるわけでござります。

にその規制の中身を規定せざるを得ないと
なってくると、そういう網の目をくぐつて、むしろ
いろいろな対応が出てきてかえって脱法的な事態
が発生するという判断がございまして、先ほども
申し上げましたようにいわゆる広く網をかけて
その中で不当あるは不正な行為を取り締まつて

者の方へお問い合わせ下さい。また、商品の種類によって、ここでいろいろな商品の種類とかあるいは統括者の方へお問い合わせ下さい。

検討したいと思つております。

論する中で、他国の法令と比較してよしあしを直ちに論ずることは必ずしも容易ではございませんけれども、今般の訪販法改正案は、諸外国の制度と比較しても遜色のないものであるというふうに私は考えております。

○平田健一君 どうも衆議院での議論の過程があつた
いくと、これが一番法律制度としていいだらう。
ということは、これは政府の中、司法当局、警察当局
と御相談をした上で現在のような体制になつて
いる、こういうことでござります。

これから問題となります連鎖販売取引において条件とされる特定負担の内容、契約の解除条件その他について、これは書面でちゃんと交付することになります。実はこの点につきましては、牛

ことを太字で書いて、ちゃんとこういう書面を出してもらいたいということを言つておりますから、私はもとしては連鎖販売についてもうやつてゐるわけでもございませんけれども、さらにその中身の充実について検討したい、こういうことでござります。

○平田健二君 マルチ商法というのは、売つていける商品に魅力があれば、これはその商品だけでも、商事が独自にできるわけですね。マルチでなきゃならないという商品自体を見ますと競争力がないどこかの資料にありましたけれども粗悪品などと

いはきのう参考人からも意見をお聞かせいただきましたが、大方の方がこのマルチ商法は禁止すべきだ、あるいは禁止する方向に進むべきだといふ御意見をお持ちのようです。ひとつ次の改正ではそういった方向に進むようにぜひ検討していただきたいと思います。

中身の充実というようなことも指摘されておりな
す。

○平田健二君 どうぞひとつよろしく御指導をお願いいたしたいと思います。
次に、電話勧誘について若干御質問をさせていただきたいと思います。
今回の改正で、氏名を先に述べよと「う」とは

商品は、とにかくその商品では商売にならぬ、いわゆるネズミ講だと、目的は、脱法のためにそれを粗悪品の商品をつける、こういったことが現在行われておるのではないかなど。

ていただきたいと思います。

についても記載するようにならうかといつて、今検討しておるところでございます。
○平田健二君 今の御答弁ですと、そういうたとえを記載するようにするということですか、契約

今回の法改正で、ちょっとしたうそを言ったところで、一般の消費者あるいは先ほどもございました主婦だと社会経験の薄い新入社員だとか、そういった方々まで逮捕されるわけですね

ましようか、法第十四条の部分に危険の明示ということをはつきりさせるべきではないかといふ手間があつております。

○政府委員(大宮正君) これは、実はもう現在でも法律の第十四条第一項の規定によりまして、譲販売取引において条件とされる特定負担をし

れから自分の名前、そして会社の電話番号、こういったものはきちっと明示をしなさい、こういうふうにぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大宮正君) ただいまの先生の御質問は、電話勧誘販売における氏名等の明示というか

事業者の名前ということでございます。

これは法律の第九条の四に今度の電話勧誘販売について規定をしてございまして、販売業者または役務提供事業者の氏名または名称及びその勧誘は役務の種類、それから電話勧誘をするためのものですよということを告げなければならぬということを書いてございとがこの電話勧誘販売の第九条の四に書いてございます。

それから電話番号でござりますけれども、これは多くの場合は、電話番号はその場で聞けば、向こうは物を売るわけでござりますから答えるわけですが、実際にはこれは書面の交付義務がございまして、その書面を交付したときに、そ

こに当然電話番号が入っていなければ消費者は問い合わせることができますけれども、そこには載るわけでござります。私どもとしては、こういう格好でちゃんと電話勧誘をする人の目的が確認できるような格好で法律を整備した、

○平田健二君 先ほど平田委員から、私も平田で

すけれども、平田耕一委員から御質問がありました拒否者リストの法制化ということでございますが、イギリスやアメリカでは導入されていると聞いておりますこの拒否者リスト、これをやはり法制化する必要があるのではないかなど。郵政省の研究会報告でも触られておりますし、具体的に検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大宮正君) ただいまの御質問は、いわゆる電話勧誘の拒否者リストの作成を義務づけたらということでござりますけれども、いわゆる電話勧誘をしてほしくないという人に勧誘をすることが基本的に問題なわけございまして、今回

の改正法の第九条の五の規定では、契約締結意思のない者への継続的な勧誘や再勧誘を禁止するということになつております。また、現にそういうものが行われた場合には、通産大臣が指示をする有关规定をしておるところでございます。

私どもとしては、この第九条の五の規定は先

生のお話にございましたような趣旨で設けたもので、それで足りるのはないかというふうに考えておりまして、法律的に拒否者リストの作成までございまして、法律的に拒否者リストの作成までございませんが、いかがなものかな、こういうふうに考えておる次第でございます。

○平田健二君 その拒否者リストの問題ですが、昨日の参考人質疑でどなただつておる、こういうことでございましたけれども、重ねて聞きますが、リストを

トを自動的につくつておる、こういうことでございましたけれども、重ねて聞きますが、リストを同様でございまして、電話勧誘を受けた場合に消費者が主体的な意思形成を行ひがたいという弊

害、逆にいいますといわゆる購入意思形成過程に瑕疵がある、こういった場合において具体的な一定の期間にそういう瑕疵を治癒するといいます

か、そういう機会を消費者に与える、具体的には

契約内容として明確に確認することが可能となつた時点、すなわち書面を受領した時点をクーリングオフの起算点とすることにしているところでござります。

昨日もお話を出ておりましたけれども、御指摘のようには、それはちょっと行き過ぎではないか、こういうふうに考えておりますけれども、そういった法規制とは別に、あらかじめ一定の電話勧誘を拒否する者に対する勧誘電話をとめるサービス、これ

はいわゆるテレホン・プレファランス・サービスと言つておりますけれども、こういったものについて、実はもう通産省で平成八年度の予算においておりますこの拒否者リスト、これをやはり法制化する必要があるのではないかなど。郵政省の研究会報告でも触られておりますし、具体的に

な取り組みを大いに後押ししてまいりたい、こういうふうに考えております。

○平田健二君 次に、時間もございませんのでクリーニングオフについてお尋ねをいたしたいと思

います。

クーリングオフの起算日についてはいろいろと議論があるようですが、書面を受領した

日というのははどうやって確定するのか、いろんな議論がございます。書面を受け取ったという日を特定することはなかなか難しいというふうに考えております。良質などいうと失礼ですが、いい業者ならば問題ないんですけど、クーリングオフが問題になるのは大体悪徳といいますか悪質な業者が多いわけですから、やはり書面での契約もしくは書留あるいは日付の証拠が残る、こういったことを義務づける工夫が要るのではないかなどというふうに思います。そういうことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(大宮正君) 電話勧誘販売におけるクーリングオフの制度でござりますけれども、こ

れは訪問販売におけるクーリングオフ制度の趣旨と同様でございまして、電話勧誘を受けた場合に消費者が主体的な意思形成を行ひがたいという弊害、逆にいいますといわゆる購入意思形成過程に瑕疵がある、こういった場合において具体的な一定の期間にそういう瑕疵を治癒するといいますか、そういう機会を消費者に与える、具体的には

契約内容として明確に確認することが可能となつた時点、すなわち書面を受領した時点をクーリングオフの起算点とすることにしているところでござります。

昨日もお話を出ておりましたけれども、御指摘のようには、それはちょっと行き過ぎではないか、こういうふうに考えておりますけれども、そういった法規制とは別に、あらかじめ一定の電話勧誘を拒否する者に対する勧誘電話をとめるサービス、これ

はいわゆるテレホン・プレファランス・サービス返送するまでクーリングオフ期間が進行しないために、消費者からいつでも解約の申し出ができる、

取引の安定性を著しく害されることになり不適切であるというふうに考えてるものでございま

す。

○平田健二君 時間が参りましたのでこれ以上お尋ねしませんが、いずれにしても、このクーリングオフをめぐってのトラブルというのが非常に多いわけですね。ですから、やはりこれは何かひとつ工夫が必要というふうに思うわけですね。法改正をするわけですから、ぜひひとつ工夫をいただ

たいというふうに思います。

最後に、大臣お待たせいたしました。今までずっとお聞きいただいて、マルチの議論にても電話勧誘についても、どうも通産省の基本的なスタンスがやはり生産者本位というふうにしか受け取れないと、どうも消費者保護にはまだまだほど遠い

ぞという印象を強くしたわけでございます。

そこで、こういった訪販法とかいう特例法は、消費者保護をまず第一に考えた特例法ですから、そういうことを踏んまえて消費者保護の観点がちょっと弱いなという感じがいたしますが、その辺についての感想を最後にお聞きして、終わりに

べきではないか、そういう反省はあってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。
○國務大臣(源厚平君) 今週の初めに「あまから問答」という政府の広報番組に出させていただきました、衆議院が通過いたしまして現在参議院で御審議をいただいている訪問販売法につきま

かつたんですが、その際に、平田議員も言つりましたが、要するにマルチに参加するといふことは危険が伴うんだと、そういう一つの警告ですね、これもその書面の記載内容に加えることを今検討しているんですか。

○政府委員(大宮正君) すべきだと思ひますが、いかがですか。
かもつからないというのは、これはどういう取
行為においてもそういうことというのはいろいろ
とよしあしは別にしましてある程度はあるわけですが
ございまして、それを重要事項に書けというか

○国務大臣塚原俊平君先生からマルチの電話勧誘の話、そして今クーリングオフのお話等々、これからのことも含めましたいろいろな心配される点等の御指摘をいただきました。

前回の平田先生の力がなければ、果たしていわゆるアーティストとしての才能を発揮することができなかつた。田先生の方からは、逆にちよつと視点が変わつた部分からの御指摘を両先生からいただきました。大変に私ども参考になりました。

たが、前の平田先生にも御答弁をさせていたが、
ましたが、やはり消費者を保護するというのが当
省にとりましては極めて大切な基本方針でござい
ますので、ただいま馬先生から御指摘をいただき
ました点につきましては、十分に肝に銘にながら
この法の運用に当たつてまいりたいというふうに
考えております。

○平田健一君
○荒木清寛君
ます。
どうもありかとうございました
まず、大臣に冒頭お尋ねをいたし

考人の方の質疑がございまして、やはりちょっとずつずつしおぎたかななどいうようなことで、お詳しご伺つてやや反省すべき点もございました。九二年ぐらいから電話の被害が急増いたして、たわけのございまして、国会等でもいろいろ御指摘があつた中で、それでも精いいっぱい作業を進めて今日に至つたわけをございますけれども、さことに、私どもこれから行政がより迅速に対応ができますよう今回それでも精いいっぱい役所としてはやつたとは思うのでござります。いろんな御指摘をいただきました。十分にそれを肝に銘じまして、これから特にこのように直接生活者の方に問關係のございます極めて重要な部分につきましては、より迅速な対応ができるよう心がけてまいり

○荒木清宣君 次に、連鎖販売取引につきまして、先ほどの質問に関連してお尋ねいたします。法十四条、つまり「連鎖販売取引における書面の交付」、この法律条文自体は今回変わつてない

勧誘者が勧誘に関する一定の事項の告知をしなければいけない。その十二条一項五号を見ますといわゆる重要事項というのがあるわけですね。この重要事項の内容もやはり政省令において決めたということになるわけでござりますか。

○政府委員(大宮正君) 改正法の第十二条第一款第五号におきまして、「連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響及ぼすこととなる重要なもの」について「故意事実を告げず、又は不実のことと告げる行為をしてはならない。」というふうに規定をしておりまして、この「重要なもの」の解釈は具体的な事例に即して判断すべき問題でございますが、概略には、これは省令ではなくて、これはむしろ規達、解釈通達で明確にすることとしております。

○荒木清寛君 そうしますと、その通達の中に、いわゆるマルチへの参加は危が伴うんだということをぜひ入れるべきだと思

んです。

具体的には、例えば故意に事実を告げない行為については、相手方が当該事実を知らずに取引を行うことがその者にとって不利になる事項が「重要なもの」でございまして、例えば統括者等の當が破綻に瀕しているような場合に、財産状況告げないということなどが問題になるというふうに考えております。それからもう一つ、一連の鎖販売業の加盟者数とか段階数、各段階における収支の状況等については、そのことを知らずに引を行なうことがその者にとって必ずしも不利にすることは言えませんで、それを告げないと直ちに本条違反になるものではないと考えております。

一方、不実のことを告げる、いわゆるうそをいう行為については、これは相当範囲が広いござまして、重要な事項の範囲は故意に事実を告げない行為に比しより広くなつております。たゞいまば、これは今先生の御指摘とはちょっと違いますが、連鎖販売業の加盟者数とか段階数、

○政府委員(大宮正君) ただいま先生から御指摘がございましたように、私どもとしてこの省令の改正を考えております。

といいますのは、何が一番マルチに参加するにとつて重要なかといいますと、もうかるかも知らないかということなんですが、実際このマルチをしてもうかる人というのは二%、三%と取引をしてしまうのはもう常識ですから、当然損をする場合のことが多いわけなんですよ。これ以上の重要事項とうのはないはずですから、やはりそのことをきちんと告げるべきだ、告知をすべきだという通達

○荒木清寛君、お話を聞きますと、今第三次マチブームでございまして、被害者は二十代、三十代という若い世代が多いわけです。要するに、

社に入つたばかりの余り世間のことを知らない人が被害に遭つてゐるわけでして、あなたは年収一千万ですよといふに言われて、簡単に信じて会社をやめてしまつては、本当にこの組織に参加して年収一千万になる可能性があるのかないのかと

いうことが一番大事なことですから、やはりこれ以上の重要事項はないと思うんですよ。株の取引で損をする、もうかるという、もうそういうレベルとはちょっと違うと思うんですね。

だから、そういう客観的な数字が告げられないというのであれば、あるいはそういうピラミッド型になつた組織の構造とか、これから参加する人はその何段階目に入るのかとか、各レベルにおけるそういう収支の状況といいますか、それをやはり重要事項として告げることを義務づけるということが、若い人の被害をなくすという意味では大事じゃないんでしょうか、違いますか。

○政府委員(大宮正君) 今、先生から御指摘のありましたことは、むしろ私どもは禁止行為の十二条の規定を、從来は非常に不明確になつておりますした関係で、警察等の要請もございまして重要な事実の不告知、不実の告知というものを具体的に掲げたわけでございます。これは第十二条でございますけれども、第十二条の一項、二項、三項、四項、今お話をありました五項、こういったことについて、今先生お話しになつたようなことで、これが不実の告知であるということになれば、当然法律の規定によりまして直罰を受けるわけでございます。

私どもとしては、その前提というのは客観的な

界であるわけでござりますから、直ちにそれが二条違反になるということではないと思います。これは状況とそういう言い方の度合いによつて違うと思ひますけれども、この法律においては十二条に明記をして、そういうものは場合によつては直罰になる。

場合によつては、十五条の指示行為の対象に、この十五条の例えは一項の第二号でござりますけれども、「連鎖販売取引につき利益を生ずることが確定であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘すること。」ということで、こういつた法律の規定によつて担保していきたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

○荒木清寛君 私も、一步前進で、これによつてかなりの取り締まりが可能になつたということは認めますが、私は先ほど言いましたような意見を持っています。

次に、電話勧誘取引につきまして、今回の改正でもこれにつきましてはすべての取引を対象とするんではなくて、いわゆる指定商品制をとつたわ

とこで、きょうは郵政省にも来ていただきて

いますが、昨年十二月の電気通信利用の適正化に関する法制度研究会報告書におきましては、通産省の立場とは異なつて、電話取引の規制については指定商品制を採用すべきではない、そういう結論を出しているわけですね。

そこで、そういう結論になつた理由と、またそ

ういう郵政省の立場を今回の法改正できちんと通

じます。

○荒木清寛君 前段の説明とこの指定商品制に合

理性があるというそこがどう結びつくのか。

私も郵政省のその報告書を読ませていただきま

したけれども、要するに電話勧誘でなぜ被害が生

じるかというと、それは別に商品や役務の特性に

問題があるんじやなくて、電話取引であるというところに原因があるわけです。要するに、よく言

われる密室性とか不意打ち性とかあるいは簡単な

電話ができるということであれば、そんな指定商品

制をということで限定するという合理性はやはり

ないというようには思ひませんが、なぜせめて電話取引についてだけでも一般的に規制するということにできなかつたのか御説明願います。

○政府委員(大宮正君) ただいまの先生の御質問にはやはり法律による規制は最小限度にとどめるべきであるということ、それから具体的には他の業法、これは先ほど申し上げました例えは宅建業

法とかあるいは商品取引所法等ござりますけれども、業法等により本法と同様な規制が行われているものや、あるいは八百屋、魚屋、米屋といった

一般消費者が通常訪問販売等によって平穀のうち

に取引を行つていてものについてまで本法の規制に係らしめることは適当ではなく、要するにすべ

ての商品を規制対象とするべきではない、指定商

品制をとるべきである、こういう結論になつたわ

けでござります。

私どもとしましては、指定商品制を維持しながら問題が生ずればその都度政令で追加指定をする

ということに対応することにしておりまして、私

どもとして現在の必要なものはすべてカバーされ

ておるというふうに考えておりますし、また今後

問題が生ずる場合には直ちに対処したい、こうい

うふうに考えております。

○荒木清寛君 今おっしゃつた八百屋、御用聞き

のたぐいはこの改正の十条の三項でも適用除外と

いうのがあるわけですから、当然これに入つてく

ると思いますから、何もそれがあるから指定商品

制にしなければいけないんだという感じにな

ると思うんです。

それで次に、十八条の一、新設されました主務

大臣に対する申し出権、これは運用の次第によつ

てはかなり威力を發揮するんではないかという期

待をするわけです。ところで、現行法では大臣の

権限は、訪問販売、連鎖販売取引に関しては都道府県知事に政令で委任されております。

懸念を持つわけですが、この辺はきちっと体制の整備を考えておられますか。

○政府委員(大宮正君) まず、現在の訪問販売、電話勧誘販売につきましても、その指導権限というものは都道府県知事に委任をするんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(大宮正君) 今、先生から御指摘ございましたように、現行法では訪問販売、連鎖販売取引にかかる主務大臣の権限につきましては都道府県知事に委任されておりますが、これはこうした取引が非常に実態的に見て地域性が強いといううかるいは地縁性が高いものであるという趣旨でございます。

こういった趣旨にかんがみまして、電話勧誘販売が実態的にどの程度地域性といいますかあるいは地縁性を有するものかどうか、これはもう少し実態を十分に調査いたしまして、権限委任を行うべきかどうかは政令指定の際に検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○荒木清寛君 いずれにしましても、都道府県知事に委任されている部分につきましては、この申し出権というのは、消費者の申し出権ですか、県知事に対して行うということになりますね。その場合に、調査をして問題があれば適当な措置をするということになつてゐるわけです。

ところが、通産省の発表によります、訪問販売法により権限が委任されている都道府県知事によつて報告聴取、立ち入り、指示、これは法何条でしょうか、現行法に基づくそういう措置をどのように実施をしたかという統計があるわけですね。それを見ますと、平成七年度はわずか報告聴取が四件、立ち入りが一件、指示が一件であります、せつかく都道府県知事に権限を委任しておるので本当に機能しておるのかという懸念を持つわけであります。

省所管の公益法人に限つても結構ですが、その公益法人が資格をつくる場合には通産省に相談することなくやつていいのか、あるいはきちっと相談してそういう資格を設けるというルールになつているのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(横川浩君) 通産省の所管になりますが、多くの場合は、もとより御質問が出ておりまして、これは先ほど申し上げますと、都道府県において独自にいわゆる消費者保護条例が整備されておりまして、訪問販売法に基づく行政措置の発動に至る前に条例に基づく報告聴取、指示等が行われ対応が図られるケースが多いものである、こういうふうに承知しております。また、こういった場合においても訪問販売法に基づく行政措置が罰則担保となつて後ろ盾として機能しているものと考えているというのが私どもの立場でございます。

今回、先生御質問のございました電話勧誘販売につきましても、仮にこれが地方自治体に権限を委任するような場合には、今訪問販売やあるいは連鎖販売と同じようなケースがないわけではないと思ひますけれども、これはきちっといわゆる自治体に對して申し出ができるわけでございますから、これは消費者の方からそういうふうに申し出でいただければそういう対応が法律上担保されていなければそいつは地方自治体に権限を委任するようになります。また、こういった場合においては、このほかに、申し上げましたような通産省の認定ではなく公益法人が独自に称号を付与しておる、事業として行っているものもあるわけでございます。

○荒木清寛君 告示に基づく資格の中に、恐らく連鎖販売と同じようなケースがないわけではないと思ひますけれども、これはきちっといわゆる自治体あるいは関係当局とも十分に連絡をとつていただきたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(横川浩君) 少少技術的な説明になりまして大変恐縮でございますけれども、通産大臣の認定を得た上で公益法人が実施をいたしておりません資格制度につきましては、あらかじめ通産省が告示を定めた上で、申請にもとづきまして当該公益法人が資格付与の事業を行うことを認めていります。つまり、大臣認定といい、また省告示といい、これはいすれも制度としては一体のものでございます。

○荒木清寛君 最後に通産大臣にお尋ねしますが、この問題に関しまして厚生省は大臣認定の資格は廃止をするという方針を表明されましたね。その理由は、大臣認定というと何か資格を与えること自体に大臣が関与しているような誤解を生むから好ましくない、だから廃止する方向だとい

う報道がありました、通産大臣はこの点はどうい

う御見解ですか。

○國務大臣(塚原俊平君) ただいまお話をあります。消費生活アドバイザーとかインテリアコーディネーターとかいうのが八つ、私どもの通産省自体が認定した公益法人が実施しているものがあるわけでございますが、いずれもこれはそういう面ではいろいろ御相談なんかされる方が大変にすることによって信頼をしていただけるということでおざいますから、かなり責任を持ってこの資格をお出ししておられるというふうに私どもは理解をいたしております。

ただ、公益法人のあり方あるいは資格制度のあり方も含めまして、現在与党でも議論が進められていよいよううに伺っております。政府といたしましては、こうした議論を十分に踏まえまして総理府が中心となつて公益法人のあり方に関する検討を進めるこになるものというふうに考えますが、通産省といたしましては、こうした政府全体の統一的な方針の策定に積極的に取り組むとともに、統一的な方針にのつとつて必要な見直しを行いたいというふうに思つております。

○加藤修一君 平成会の加藤でございます。

昨日の石川参考人のお話の中にもあつたわけでありますけれども、インターネットによる通信販売について決済の関係がクリアできればグローバルな取引ができるということでございました。しかしながら、実態としてきょう配付させていただきました資料の一ページ目にもありますような雑誌が出でています。そういう意味では、既にインターネットによるグローバルな通信販売が実際に行われておるということになるかと思います。

そこで、この問題に関連して伺いたいと思いますけれども、前回の委員会におきまして通産省の電子商取引のプロジェクト、それはICカード型電子商取引のプロジェクトとして実証実験していると、私からすればいわゆるセキュリティ電子マネーのプロジェクト、それはそのときの御答弁でも一件も実

験の対象になつてない、そういうことがあつたわけであります。その信頼性とか実現可能性を理由に、またさらに民間の応募がないということです。キヤッショ型の電子マネーの必要性を通産省は認識されてないということのように私は受けているわけですが、その点を考えておきまますと、I.Cカードの製造でシニアを伸ばしている日本企業が存在しているわけですし、そういう点を考えておきまますと、産業振興という面からすればそういう方向に向かうのは自然であろう、私はそういうふうに思いますし、また銀行がプロジェクトに参加している、そういうことから考えていきますと、銀行がみずから首を絞めるeキヤッショ型の電子マネーの実験はしないと言つても当然だと思つてございます。

しかし、これからお話しすることが非常に私は重要だと思つてゐるわけですから、日本国内の事情を考えていれば済むような時代は終わつた、そういうふうに理解しております。

といいますのは、やはりボーダーレスの時代に入つてゐる。そういう時代の中において、国内の事情だけで決めていくのはどうかなと、そういうふうに判断しておりますので、万が一eキヤッショ型電子マネーが世界の主流になつてしまつた場合に、今やつていてますプロジェクトのはかのタブ、そういうものに投入された巨額の金あるいは時間がむだになるばかりではなくして、さらに入された資金を回収しようというインセンティブが方向転換をしようというときに働くと思ふんです。要するに、回収しようということがやはりいろんな面で作用するわけですから、そういった遠巡をしている間に外國企業がどんどん参入してくる、そういう事態が全くないとは言いたれないので、そういうふうに判断しておきます。

○加藤修一君 帰広い検討をしていくという話

そこで、通産省がeキヤッショ型電子マネーを現在進めてるプロジェクトに含めない、その辺の明確な根拠を示していただきたい、そのように思つておきます。

で、シニアを伸ばしている日本企業が存在しているわけでございまして、そこには、産業振興という面からすればそういう方向に向かうのは自然であろう、私はそういうふうに思いますし、また銀行がプロジェクトに参加している、そういうことから考えていきますと、銀行がみずから首を絞めるeキヤッショ型の電子マネーの実験はしないと言つても当然だと思つてございます。

しかし、これからお話しすることが非常に私は重要だと思つてゐるわけですから、日本国内の事情を考えていれば済むような時代は終わつた、そういうふうに理解しております。

といいますのは、やはりボーダーレスの時代にかかる認識から、当省といたしましては、電子決済について、民間のニーズに基づいた電子商取引の実証プロジェクトの中で、さまざまな技術開発と実証実験及び制度的課題の解決について検討しているところでございます。

今、先生御指摘にございましたように、グローバルな視点、これも当然我々は頭に入れておるわ

けでございまして、こうした新しい電子決済が現実に運用されていくためには、まだいろんな技術的な課題とかあるいは制度的な問題がございま

ります。

具体的な答えとしては、当省としては、e

キヤッショについても電子決済という観点から電

子商取引の実現の上で重要な要素と認識してお

り、今後電子商取引の実証プロジェクトを通じて

関連する課題の解決について検討を進めてまいり

たいと思います。さらに、今後技術革新等を踏まえ、現在進んでいる実証プロジェクトにおいても

eキヤッショに係る取り組みがなされるものと思

います。

一応こういう答弁なんですが、それでもこの前

の答弁よりはちょっと進んだような気がするんで

す。まだ、今具体的な質問がございましたが、そ

れはもしお許しをいただければ後から先生の方に

御説明に行かせていただきたいと思います。

それから、昨日、田中経済企画庁長官から結構

興奮込みに車から電話がかかってきました、ビジ

ネスショーを有明でやつておりますと、ちょうど

加藤先生と林先生から御質問が出たのを彼は全然

答弁なしで横で聞いていたんですけど、非常

前回の答弁でもございましたけれども、要するに公募型のプロジェクトで民間が主体的にプロ

ジェクトの方向を決めましたということで済むよ

うな問題ではないと私は思つていて、民間

ベースでなかなか進められないそういう分野でこ

そ、やはり政府・国家というのは投資すべきでは

ないか、そのように思つてますし、そこにやは

り政府の役割があるようには思つておりますの

で、その辺についていかがお考えかということで

御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(大宮正君) ただいま先生から御指摘

がございましたように、インターネット上で電子

貨幣を流すことにより決済を行なうシステム、いわゆるeキヤッショに関しましては、海外において

さまざま実験がなされていることは私どもは承

知しております。eキヤッショを含めまして電子

決済に関する検討は電子商取引の実現の上で重要

な要素の一つであり、電子決済の進展により社会

経済に大きな変化が生ずるものと考えております。

○国務大臣(塚原俊平君) 恐らくきょうはちょっと

と具体的な答弁ができないと思うんです。それ

で、一応私の方も先生の方のまとめのやつで答弁

を用意してみたんです。ちょっと読んでみますの

で、この辺でどうだろうというの是非常に熱心に進みたいとい

う意味なんですが、まずポイントとして、e

キヤッショについても電子商取引の実現の上で重

要な要素と認識いたしまして、今後の技術革新

等を踏まえて実証プロジェクトも含め検討を進め

てまいりたい。

具体的な答えとしては、当省としては、e

キヤッショについても電子決済という観点から電

子商取引の実現の上で重要な要素と認識してお

り、今後電子商取引の実証プロジェクトを通じて

関連する課題の解決について検討を進めてまいり

たいと思います。さらに、今後技術革新等を踏ま

え、現在進んでいる実証プロジェクトにおいても

eキヤッショに係る取り組みがなされるものと思

います。

以上です。

○加藤修一君 さまざま政策のリスクというこ

とが当然いろんな面であると思ひますので、そ

ういうリスク分散のことをお考へになつていただ

いて、やはり国益を損じないようふうに理解してよろ

しいでしよう。

○国務大臣(塚原俊平君) 御趣旨とのおりで結構

でござります。

○加藤修一君 さまざま政策のリスクというこ

とが当然いろんな面であると思ひますので、そ

ういうリスク分散のことをお考へになつていただ

いて、やはり国益を損じないようふうに理解してよろ

しいでしよう。

○加藤修一君 さまであると思ひます。

葉もございました。私は、今度の法案の上程につきましては素早く対応していよいよむしろ過ぎたというふうに言わざるを得ない。しかし、法改正に至りました御努力につきましてはもちろんどうしたいと思います。

元来、この訪問販売法は、言うまでもないと思うんですけれども、行為規制法であるけれども、悪質なマルチ商法を実質的に禁止するという目的で制定された法律であるということが、法の最初のときの審議あるいはたびたびの法改正の審議のときに通産当局からもこのことをきちんと実は明確にされているわけなんです。

ですから、両サイドに立つかどうかということは別にいたしまして、この立法の趣旨、悪質なマルチ商法を実質的に禁止するという目的なんだということについて、これは衆議院でもお答えいただいたいるというふうに思いますけれども、再度、本院でも大臣の方からお答えをいただければというふうに思います。

○國務大臣(塚原俊平君) マルチに関する部分の立法趣旨といたしましては、悪質なマルチ商法を全面的に禁止をいたしますと、法制的理由により脱法行為を許すことになつて適当ではございませんが、悪質なマルチ商法を実質的に禁止するという立法当时からの考え方は今後とも変更しないし、その考え方に対する立場をいたしましてはあります。

○齋藤勤君 前回の法改正のときも悪質なマルチ商法を実質的に禁止をする目的であるということについて確認をさせておりまして、再度私も提起をさせていただきて、今答弁も大臣からいただきました。

たびたび既に各委員の方々から御指摘をし、あるいは通産当局からも資料をいたしましておられ、被害が減少するどころか、いずれにしろ警察当局の御奮闘があつて九三年、九四年というのは非常に一生懸命仕事をしていただきまして摘要が多く上がつたと。ところが、年に数千件もの被害が全国の消費生活センターに届けられているとい

う、こういう実態でございます。ですから、届け出の背景には、私は水面上で数倍からあるいは数十倍もあるんではないかというふうに推察せざるを得ません。

警察庁、御出席いたしておりますけれども、よく摘要にまさる啓発はなし、こういうような言葉があろうかと思います。今回の法改正に当たりまして、ぜひ警察の努力にこれから大いに期待をしたいというふうに思いますけれども、現行法に比べてより摘要が可能であるのかどうか、その点についてのお考え方を伺いたいと思います。

○説明員(園田裕君) お答えいたします。今回の改正によって摘要がやりやすくなるかというような御質問でござりますが、ただいま委員の御発言にもございましたとおり、警察といたしましては、特に連鎖販売取引に係る事犯につきましてはこれまで重点的に取り締まりを行つてきましたところであります。

しかしながら、この連鎖販売取引につきましては実際に勧説を行つてゐる者の行為が規制の対象となつていいという場合が多くて、訪問販売法違反を問うためには、統括者あるいは勧説者との関係等、当該連鎖販売業の組織の実態まで解明する必要があるということで、捜査が長期化あるいは極めて難しくなつておるところでござります。

ただ、捜査がやりやすくなるかどうかにつきます。個々具体的な事実関係によつて異なりますので一概には申せないわけでありますけれども、今回改訂によりまして、連鎖販売取引につきましては禁止行為等の対象者の範囲が拡大されるということでござりますので、今後はこれらの規定に従つた取り締まりを行ふことができるものと考えております。

いずれにいたしましても、警察といたしましては、今回の改訂の趣旨を踏まえまして、消費者の被害の未然防止と拡大の防止という観点から、法令に違反する悪質な行為に対しましては、関係機関と緊密な連携をとりながらこの早期把握に努め踏まえまして、重要な事項に該当するものをできる

まいりたいと考えております。

また、消費者がこれらの事犯の被害に遭わないためのきめ細かな広報啓発活動というものに対しましても積極的に推進してまいりたいと考えております。

○齋藤勤君 通産省にお伺いをいたします。

十二条の禁止行為、重要事項の告知義務でござります。これも繰り返し述べられておりますけれども、この十二条というものは禁止行為を定めています。中でも重要な事項について不実の告知をする、うそを言うことなどでござりますけれども、一年以下の懲役または百万円以下の罰金という刑事罰で拘束されています。

私は、したがつてこの法文が十分働けば大いにやはり抑止力になるというふうに思います。これまで重要な事項の何などということについては明確でなかつたわけでありまして、商品、特定負担、特定利益に関する事項等が法律に書き込まれたということになつたわけだと、いうふうに思いました。

そこで、そのほか「連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」、こういう記載がござります。これは具体的にどのようなことを想定しているのかということをお尋ねしたいと思います。

私は、そういう意味では今回法律に重要な事項とは何たるかということが明確になつたというふうに指摘させていただいておりますけれども、改めてこの十二条の理由そしてまた効果、そして後段申し上げました「重要なもの」ということについて、何を指しているかについてお尋ねさせていただきたいたいと思います。

また、不実のことを告げる行為につきましては、これはいわゆるうそをつくわけでござりますから、重要な事項の範囲は故意に事実を告げないで、しかもそのことを知らずに取引を行うことになるということは言えないわけでございまして、それを告げないことが直ちに本条違反になるものではないと考えています。

また、不実のことを告げる行為につきましては、これはいわゆるうそをつくわけでござりますから、重要な事項の範囲は故意に事実を告げない行為に比しましてより広くなるわけでございまして、例えば連鎖販売業の事業規模、組織の構成等につきまして不実のことを告げた場合には一般的に違法行為になると考へておるため、こういった旨を解説通達等において明確化していく考へでございます。

○齋藤勤君 言つてみれば、この「重要なもの」というくだりなんぞござりますけれども、消費者側にとりまして重要なものということについては、もしそれを聞いていたら組織にいわゆる入会

というふうに私は思いますが、あなたをとにかく誘つておりますよ、この組織はマルチ商法をやっているんですよ、もづかるのは組織のこくわざかな人なんだと。その率は一・三%以下であって、ピラミッド型の組織ですからこういうクラスにはどういう地位があつて、その地位には何人がいてどれだけの収入があるかということ、地位が上がることについてどれだけの勧誘で上がって、全員がもづかるということはないんだと、場合によつては人間関係が壊れていくという、ありていに言えば消費者にとっての真実ということはそういうことだといふ私には思ひます。

こういう大きなリスクが伴うんだということが私は何よりも一番重要なことだといふ私には思ひます。そういった意味でこの十四条書面、先ほど来も議論がございましたけれども、十四条書面にはこういったことなんかもやつぱり記載されるべきではないかといふ私には思ひますけれども、いかがでしょか。

○政府委員(大宮正君) 訪問販売法の十四条は、消費者が参加する連鎖販売業の概要や契約内容について不明確であるために消費者が不利益をこうむるという被害を防止するために、事業者に対し連鎖販売業の概要について記載した書面、契約の内容を明らかにする書面の交付を義務づけておるわけでございます。

したがいまして、連鎖販売業や契約内容と無関係の事項についてまで書面記載事項とすることは、規制の最小化、契約自由の原則に基づく一般の商取引のバランスも考慮すると必ずしも適当ではないのではないか、こういうふうに考えているわけでございます。

このような事情や被害実態等を踏まえた上で、消費者保護を図るという観点からは、その取引が例えは連鎖販売取引である旨を書面記載事項としても、それ自体については連鎖販売業の概要、契約内容との関係で必ずしも客観的に見て意味のあることではないということに考えております。むしろ、これは単なる名称でございまして、例え

ば、今先生おつしやった中に連鎖販売業であるといふことを書かせたらどうかということも入つてゐるかと思いますけれども、我々としても、中身とどきで、ここに書いてあります特定利益の問題、特定負担の問題を書かせることによってそういう消費者に対する情報を提供して、消費者との情報交換を図るために、消費者が不利益をこうむるというふうに考えておるわけでござります。

○齋藤勤君

ちょっとと角度を変えて、十二条違反

についてお伺いしたいんですけども、現行法では組織のトップクラスのみが被疑者対象となつてますけれども、今回の改正案では組織の全構成員が被疑者対象となつております。となると、末端の組織の加盟者というのは、余りよくわからぬ

いというそんな理解の状態のままで上位クラスの人の言ひなりにいわゆる不実の告知をする、つまりそれをついてしまうかもしれない。

その場合、この罪の度合いでござりますけれども、私が思うには上位のクラスの方が当然罪が重いではないか、そしてまた、この全体的なシステムをつくった会社の幹部の責任というの是非常に重いんじゃないかといふ私には思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(大宮正君)

私は、十四条で、連鎖

販売業におきましても訪問販売その他と同じく、これは御承知のように契約内容の概要を相手方に書面をもつて交付するということにしておりまして、この法律の中でその記載事項について、先ほどちょっとと省令の中身を御紹介しましたけれども、その事業者の氏名なり、商品の種類なり、あるいは特定利益、特定負担に関するなどを記載することにしております。そういう記載事項に反しているかどうか、そういったことで判断をするわけでございまして、そこに例えば連鎖販売業でありますか構成要件の問題といいますか、実際のものとの平等という観点からは、同一の構成要件に該当する行為を行つた者に対しましては、その身分により法文上の罰則に差異を設けること

は法的上なかなか難しい、こういうふうに考えております。したがつて、連鎖販売取引につきましても、違反行為に対する罰則につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、実際の司法の場におきましては、違反行為の違法性、有責性の度合いの差異を背景に、組織の上位の者は、上位者である統括者とか勧誘者

が、今先生おつしやった中に連鎖販売業を行つてゐる上位者の方がいわゆる下位の連鎖販売業を行つてゐるんですよ、もづかるのは組織のこくわざかな人なんだと。その率は一・三%以下であつて、ピラミッド型の組織ですからこういうクラスにはどういう地位があつて、その地位には何人がいてどれだけの収入があるかということ、地位が上がりることについてどれだけの勧誘で上がって、全員がもづかるということはないんだと、場合によつては人間関係が壊れていくという、ありていに言えば消費者によっての真実ということはそういうことだといふ私には思ひます。

こういう大きなリスクが伴うんだといふことが私は何よりも一番重要なことだといふ私には思ひます。そういった意味でこの十四条書面、先ほど来も議論がございましたけれども、十四条書面にはこういったことなんかもやつぱり記載されるべきではないかといふ私には思ひますけれども、いかがでしょか。

○政府委員(大宮正君) 訪問販売法の十四条は、消費者が参加する連鎖販売業の概要や契約内容について記載した書面、契約の内容を明らかにする書面の交付を義務づけておるわけでございます。

したがいまして、連鎖販売業や契約内容と無関係の事項についてまで書面記載事項とすることは、規制の最小化、契約自由の原則に基づく一般の商取引のバランスも考慮すると必ずしも適当ではないのではないか、こういうふうに考えております。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、即刻高裁に即時抗告を行つています。ですから係争中であるわけでございます。私は、マルチ商法ではない、連鎖販売取引業者でないといふことを主張し続けて係争しているわけですから、これが連鎖販売業を行つた者に対する罰則であります。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、実際の司法の場におきましては、違反行為の違法性、有責性の度合いの差異を背景に、組織の上位の者は、上位者である統括者とか勧誘者

が、今先生おつしやった中に連鎖販売業を行つてゐる上位者の方がいわゆる下位の連鎖販売業を行つてゐるんですよ、もづかるのは組織のこくわざかな人なんだと。その率は一・三%以下であつて、ピラミッド型の組織ですからこういうクラスにはどういう地位があつて、その地位には何人がいてどれだけの収入があるかということ、地位が上がりることについてどれだけの勧誘で上がって、全員がもづかるということはないんだと、場合によつては人間関係が壊れていくという、ありていに言えば消費者によっての真実ということはそういうことだといふ私には思ひます。

こういう大きなリスクが伴うんだといふことが私は何よりも一番重要なことだといふ私には思ひます。そういった意味でこの十四条書面、先ほど来も議論がございましたけれども、十四条書面にはこういったことなんかもやつぱり記載されるべきではないかといふ私には思ひますけれども、いかがでしょか。

○政府委員(大宮正君) 訪問販売法の十四条は、消費者が参加する連鎖販売業の概要や契約内容について記載した書面、契約の内容を明らかにする書面の交付を義務づけておるわけでございます。

したがいまして、連鎖販売業や契約内容と無関係の事項についてまで書面記載事項とすることは、規制の最小化、契約自由の原則に基づく一般の商取引のバランスも考慮すると必ずしも適当ではないのではないか、こういうふうに考えております。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、即刻高裁に即時抗告を行つています。ですから係争中であるわけでございます。私は、マルチ商法ではない、連鎖販売取引業者でないといふことを主張し続けて係争しているわけですから、これが連鎖販売業を行つた者に対する罰則であります。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、実際の司法の場におきましては、違反行為の違法性、有責性の度合いの差異を背景に、組織の上位の者は、上位者である統括者とか勧誘者

が、今先生おつしやった中に連鎖販売業を行つてゐる上位者の方がいわゆる下位の連鎖販売業を行つてゐるんですよ、もづかるのは組織のこくわざかな人なんだと。その率は一・三%以下であつて、ピラミッド型の組織ですからこういうクラスにはどういう地位があつて、その地位には何人がいてどれだけの収入があるかということ、地位が上がりることについてどれだけの勧誘で上がって、全員がもづかるということはないんだと、場合によつては人間関係が壊れていくという、ありていに言えば消費者によっての真実ということはそういうことだといふ私には思ひます。

こういう大きなリスクが伴うんだといふことが私は何よりも一番重要なことだといふ私には思ひます。そういった意味でこの十四条書面、先ほど来も議論がございましたけれども、十四条書面にはこういったことなんかもやつぱり記載されるべきではないかといふ私には思ひますけれども、いかがでしょか。

○政府委員(大宮正君) 訪問販売法の十四条は、消費者が参加する連鎖販売業の概要や契約内容について記載した書面、契約の内容を明らかにする書面の交付を義務づけておるわけでございます。

したがいまして、連鎖販売業や契約内容と無関係の事項についてまで書面記載事項とすることは、規制の最小化、契約自由の原則に基づく一般の商取引のバランスも考慮すると必ずしも適当ではないのではないか、こういうふうに考えております。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、即刻高裁に即時抗告を行つています。ですから係争中であるわけでございます。私は、マルチ商法ではない、連鎖販売取引業者でないといふことを主張し続けて係争しているわけですから、これが連鎖販売業を行つた者に対する罰則であります。したがつて、連鎖販売取引につきましては、法文上その上限はいわゆる統括者もあるいはいわゆる連鎖販売業を行う者も同じものとなつております。

ただ、実際の司法の場におきましては、違反行為の違法性、有責性の度合いの差異を背景に、組織の上位の者は、上位者である統括者とか勧誘者

引業者であるということで強力に指導し、指摘をして法を遵守させるという、そんなことが私は大切ではないかというふうに思います。

改めて質問させていただきますが、九一年に岡崎トミ子議員が指摘したこの答弁、そして今地裁判から高裁に行つておりますけれども、この日本アムウェイにつきまして、通産当局の考え方についてぜひともお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(大宮正君) ただいま御指摘のございました現在係争中の事案につきましては、これは司法当局の御判断をまつわけございまして、私どもとしてコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

それから、先生からございましたように、いずれにしても、事業者に対して法律をきちっと遵守していくようについて指導につきましては、これは昨日からもいろいろございますけれども、関係業界団体あるいは関係業者を含めまして、私たちも、今後とも引き続き強力に指導監督をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○齊藤勤君 ごくごく最近、このアムウェイのもう本当に直接の被害者だというふうに思いますが、消費者の方が被害者団体に手紙を出し、そして私はその手紙を拝見させていただきました。ここでは、住所とかそれから氏名とかについてお話しするのはプライバシーもございますからできないんですが、私はたまたま神奈川県に住んでおりましたが、神奈川県内のある市の奥様が結果的に自殺未遂をされております。このことにつきましては、国会ですから、公の場でござりますから、このことが真実であるかどうかということについて大切だと思いますので、私は持つていて資料を実は事前に通産当局にもあるいは御答弁いただいています警察当局にもお渡しをしております。

これは、ことしの二月に、いわゆるDといふ、ディストリビューターという、こういう担当されている女性がとにかく困つて、まず最初に睡眠薬を飲み自殺未遂を図つた。それだけの量では死ぬことはなく、実は翌日台所から出刃包丁を出し

て両手首をめちゃくちゃに切りつけて自殺を図つた。ところが、これでも死に切れず、マンションの上の方から投身自殺を図つたけれども、たまたま外の工事中とかでいろいろ鉄板を敷いていたとかいうことで、それでも死ねず一命を取りとめてあります。

この家族の方からの投書を私はいただいているわけでございますが、これもずっと述べると、大変な長文の手紙ですから不可能でござりますけれども、この家族の方が、一命を取りとめたとき本人に尋ねたときに、おまえは何でこんなことをしてくれたんだと涙ながらに質問をすると、この女性は、お父さんはやめろと言われた、しかしD君からは、多分上部だと思うんですが、もつとやれと言われるし、仲間のDさんは疑問を出し、D君は、多分上部だとやったとき自分がどうしていいかわからなくなってしまったということと、自分の小遣いから、それからついには家計費までということで、もう自縛自縛になつたという感じで、ともかくこの方の自殺未遂の原因は明確にアムウェイのDということが原因であるということが実は言われております。このことのやりとりを中心やりたいんですけど、一応事実であるかどうかということですね。

私が申し上げましたのは神奈川県のF市でございますが、T・Sさんという女性でござりますけれども、この書類を事前にお渡しを警察署にしておりますので、こういう事実があつたかどうかということについて把握をされているかということを御答弁いただきたいと思います。

○説明員(園田一裕君) お答えいたします。お尋ねの事案でござりますけれども、これは神奈川県警察において取り扱つた事案であると思いまます。

関係とか、そして私はそのことについて今質疑を深める用意は現時点ではございません。ただし、九一年の指摘以来、この会社がやはりずっと片方ままでの工事中とかでいろいろ鉄板を敷いていたとでは業績を上げているときも大変な実は被害とうのを起こして、そしてついには自殺未遂事件まで起きている。被害者の会等もいろいろあるんですねけれども、どうももっと隠された自殺未遂、自殺に至つているということの件数も実は私も聞いております。

そこで、警察署にお答えいただきたいと思いますけれども、いわゆるマルチ商法、連鎖販売取引、これらについて冒頭、私は今回の法改正で摘要がより広まっていくんですかと、こんなことでお答えいただいていますが、ぜひ厳格にマルチ商法に至つてはいるということの件数も実は私も聞いております。

そこで、警察署にお答えいただきたいと思いますけれども、いわゆるマルチ商法、連鎖販売取引、これらについて冒頭、私は今回の法改正で摘要がより広まっていくんですかと、こんなことでお答えいただいていますが、ぜひ厳格にマルチ商法、そして連鎖販売取引に対する警察の対応でござりますけれども、警察といつしましては、連鎖販売取引に係る事犯につきましては、これまでけれども、一応事実であるかどうかということでお答えいただいています。

○説明員(園田一裕君) お答えいたします。連鎖販売取引に係る事犯に対する警察の対応でござりますけれども、警察といつしましては、連鎖販売取引に係る事犯につきましては、これまで重点的に取り締まりを行つてまいりましたところでありまして、平成五年以降、二十八件二百名を検挙いたしておりますところでお答えいたします。

この種の取引は、経済取引に疎い若者をターゲットにしまして、詐欺的な言文で勧誘することが多い、あるいは消費者が取引の内容を十分に理解しないままに契約を締結しまして不利益をこうむる場合が少なくないという点などから、警察といたしましては、関係行政機関とも連携しながら広報啓発活動を推進いたすとともに、消費者被害の未然防止に努めておるところであります。違法行為については厳正に対処してまいる所存でございます。

○齊藤勤君 ただいまの御答弁で神奈川県警で扱っている事案であるということについて聞かさせていただきました。

ここで、御本人のこれからのこともござりますから、このことで例えアムウェイと御本人との

なつてゐるそつてござります。これをやはりいろんな意味で啓発等に、例えば内部資料としてぜひ私は活用すべきじゃないかと思います。いわゆるマインドコントロール状態になつて、実はそういう販売員になつていくといふことでござります。こういう商法があるんだなということについて、ぜひ研究をしていただくようには私は提言をさせていただきたいと思います。

とにかく消費者を大切に行う行政をしていきたいという先ほどの答弁でございました。それから、大宮審議官のいろいろやりとりの中で、この二万円以上の問題でも、これから通達の問題で、特定の負担について、このことについてもいろいろ通達でこのあたりにつきましても詰めていきました。こういうような答弁もありました。

もう時間もちょうどなくなりましたので終わりたいと思いますが、それぞれの答弁をぜひ厳格に進めさせていただきたいということと、私はこのようない、こういうような答弁もありました。

もう時間がちょうどなくなりましたので終わりたいと思いますが、それぞれの答弁をぜひ厳格に進めさせていただきたいということと、私はこのようない、こういうような答弁もありました。

改訂が遅い遅いなんということじやなくて早く、改訂したら次改訂しろということはなかなか言えませんけれども、やっぱりこういう事件を起こさせないためにいつも日々消費者の実態について目を配つていただいて対応していただきたいといふことを申し上げさせていただきまして、終わりたいと思います。

○山下芳生君 今回の訪問販賣法の改正是、急増する電話勧誘販賣や連鎖販賣による消費者被害の防止と救済、これを進める点で大変重要な意義を持つてゐると思います。

そこで、私はこの法改正を真に消費者利益の保護を図るものとするために、幾つかの問題点について質問をいたします。

まず何いたいのは、体制の問題です。

通産省の資料によりますと、訪問販賣、通信販賣、連鎖販賣など特殊販賣に関する消費者からの苦情相談件数は九四年度で約十萬件、被害の実態というのはこの數十倍、数百万件になるであろうという指摘もあります。ところが、訪問販賣法に

たけれども、九四年度で見ますと、わずか十一件、しかもその十一件すべて報告聴取で、立入検査、指示、業務停止命令はゼロ件となつております。私は、被害の大きさに比べて法に基づく行政措置が余りにも少ないし、甘いんじゃないかとうふうに思つんです。これはやっぱり通産省や都道府県における消費者行政の体制が弱いからいやないんでしょうか。

ました訪問販売法違反事犯のうち、悪質なものにつきましては、先ほど警察の方からも御説明ありましたがけれども、経済事犯として警察当局による取り締まりが積極的に行われております。当省としても情報提供、法令照会等を通じた警察当局との密接な連携のもとに、法の厳格な運用の確保に努めているところでございます。

また 訪問販売 通販販売取引による特許権等の行政措置については、都道府県知事にその権限が委任されておるところでございますけれども、都道府県においては、独自に、いわゆる消費者保護条例が整備されておりまして、訪問販売法に基づく行政措置の発動に至る前に、条例に基づき報告徴収、指示等が行われ、対応が図られるケースが多いものと承知しております。なお、このような場合においても、訪問販売法に基づく行政措置が罰則担保となつていることから、これら条例による対応の大きな後ろ盾として機能しているものと考えております。

こういったのが現在までの行政措置の現状でござりますけれども、先生から御指摘ございましたように、現在の体制が必ずしも十分ではないんじゃないかという御指摘でございますが、私どもとしましては、政府の中におきましては警察当局あるいは場合は司法当局、それから地方法自治体、それから通産省は通産局というものが全國で八ヵ所ございますけれどもそういうふたところ、それから企画庁あるいは国民生活センター、消費生活センターといった、こういうネットワークを

通じて從来こういった消費者保護対策を進めておりますし、御指摘のよつに今回の法改正を踏まえまして、これはいろんな機構、定員の問題、財政上もござりますけれども、そついた体制の整備を図つていきたい、こういうふうに考えております。

○山下考生君 予想どおりの答弁でしたけれども、確かに地方自治体で独自に基づいて行政措置をとつております。私、その数字も聞きました。九四年度、条例に基づく行政措置の実施は、報告微収が二十七件、立入検査十一件、指示九十六件、計百三十五件となつております。これが全国の地方自治体の一年間の合計なんですね。ですから、十万件に及ぶ相談件数や、あるいはその數十倍、数百万件に及ぶであろう被害の実態から見れば、決して多いとは言えないと。

私は、ある自治体の消費生活センターで相談活動をされている方から意見を伺いました。数多くの消費者と直接接していくらつしやる第一線で活動されている方ですが、悪質業者に対してもつと行政が指導をしてほしいが、指導するのも順番待ちみたいになつていて苦情の件数に追いつかないといふ、こう消費者行政の体制が弱いことを第一線の方が指摘をされておりました。

ですから、通産省が地方自治体などと連絡をとりながら法の厳正な運用に努めるのは当然ですけれども、その連携するべき自治体の方でも悪質業者に対する指導が順番待ちになつていて、実態があるわけです。自治体の担当職員の皆さんも大変御苦労されていると思うわけですが、今までのまま法改正がされると、現状の上にさらに電話勧誘販売が新たに規制対象に加わつてくるわけですので、私は今の体制のままではせつかく改正される訪問販売法の厳正な運用というのが困難になるんではないかと、心配をするわけですが、それとも、この点で何か対応策をお考えでしようか。

○政府委員(大宮正君) ただいま御指摘のございましたように、現在政府、通産省を初めとして関

係省庁、地方自治体、それからいわゆる国民生活センター、消費生活センター、こういった体制、必ずしも先生今お話をありましたように十分でないんだという現場の方のお話もあるということでおざいますけれども、私どもとしては、現在の体制といふものを十分に活用しながら、しかもこれには先ほどもちょっと申し上げましたけれども、相談員の方の数あるいは地方の担当官の数、私どもの数、これはできればもちろんいろいろな意味で拡充強化をしていきたいと思っております。

そういうふた現行体制の効率化とか、あるいは先ほど申し上げましたように機構の整備というものを通じて、今回の法律改正の内容、それから連鎖販売につきましては、何といいますか、そういう規制の枠を広げましたし、電話勧誘販売についてもむしろそういうツールがはつきりしてきた、法律の制度が明確になつたわけでござりますから、そういうふたのを通じて、今までには必ずしも電話勧誘販売でも法律の規制がございませんので、どういった取り締まりをしていいかどうか、先ほど警察からもお話しありましたように、結局刑法とかそういうふたもので詐欺罪で処罰しなきゃいけないという形になつておりましたけれども、具体的な規定が明記されたわけでございます。そういうふた意味で、こういった新しい法改正の手段を通じながら、いわゆる取り締まりの強化あるいは苦情相談に応じていきたい、こういうふうに考えております。

○山下芳生君 体制の強化の問題は、今度新たに規制の対象となります電話勧誘販売業界の実態からも、私、強く求められているというふうに思つてゐます。

通産省の資料によりますと、九五年度電話勧誘販売に関する消費者相談案件のうち、業界団体非加入業者、いわゆるアウトサイダーの占める割合が九九・四%、ほとんどすべてということになります。この数字というのは、電話勧誘販売業界に伴う消費者被害を防止する上で、アウトサイダー対策が非常に重要なだということを意味してい

るんだと思うんですね。
通産省としては、このアウトサイダー対策、どう進めるおつもりですか。

○政府委員(大宮正君) 今般の電話勧誘販売にかかる改正によりまして、通信販売協会の加盟者、非加盟者にかかわりなく法律の規制が及ぶところとなつております。当省としては、基本的に本法の厳正な運用を通じて悪質な電話勧誘販売事業者に対応することとしております。

なお、通信販売協会におきましても、毎年、昨日も御説明ございましたけれども、全国九地区において、訪問販売法を周知し、取引の適正化を図るため、アウトサイダーへの説明会を実施しているところでございまして、私もどとしても、引き続き、できるだけこういった通信販売協会に加盟していくふうに考えております。

○山下芳生君 昨日のその参考人質疑で、通信販売協会副会長の石川博康氏から、今おっしゃられた毎年全国九カ所でアウトサイダー説明会をやるなどの協会としての自主的努力をされているということを紹介していただきました。その氏の実践的な体験を通じて得た結論が、悪いやつほどよく逃げるということだと紹介もまたされたわけですね。私、これは本質をとらえた名言だというふうに思うんです。

結局、社名をころころ変更しながら悪徳商法を繰り返すなどのアウトサイダーへの国家的な対策というのは何だろうか。これは、やっぱり行政の側がアンテナをしっかりと張りめぐらせて、消費者からのいろんな苦情相談が上がったら、それを見過ごさず直ちに迅速に処理する、そういう体制をやっぱりつくるということがアウトサイダー対策にとって一番効率的な対策じゃないかというふうに思うわけですね。

私、実際に今体制がどうなっているのかといふことも少し数字を調べてみると、電話勧誘販売に関する相談件数、これは平成元年、一九八九年

に約四千件弱だったわけですが、その後この相談件数が急増いたしまして、平成六年、九四年度には二万二千件と、五年間で約五倍になつております。これは特殊販売全体の相談件数も同時期六万五千件から十万件へふえておりますから、相談件数全体もふえているわけですが、とりわけ電話勧説の相談が急増している。

ところが、この五年間の都道府県の消費者行政担当職員の数の推移を見ますと、全国で平成元年は一千三百三十二人だったのが、平成六年、一千八十二人ということになつておりまして、相談件数は五倍になつてゐるのに職員の数はほぼ横ばい、微減ということになつているわけですね。これが実態なんです。ですから、このまま新たに法改正するわけですから、それが本当に厳正に運用されるかどうかというのは、やはりこういう体制にもしっかりと目をやらなければいけないんじやないかというふうに思つわけです。

大臣にお伺いしますけれども、提案理由で「取引の公正及び購入者等の利益の保護をさらに図る」とおっしゃいました。その実効を上げるためにも、体制の拡充強化の問題は本当に大事だと思うんです。行政改革といいますと、国や自治体の職員を減らすことであるかのような風潮がありますけれども、私はそれは正しくないと思います。やはり国民の立場から見てむだなものを省いて、そして本当に必要な部署にはきちっと体制をとる、これが真の行政改革だと私は思いますけれども、そういうことも踏まえましてこの体制問題、大臣の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(塚原俊平君) 政府委員の方からもお

答えをいたしましたように、今日までも前の法律

がしつかり運用でくるように頑張ってきたところ

でございますが、今回の法律改正を契機にいたし

まして一層の消費者保護と取引の適正化に努めて

まいり所存でございます。

関係行政機関等とのさらに一層の連携のもと

に、迅速な案件処理及び機動的な行政措置の発動

のための体制整備に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○山下芳生君 具体的な問題もよくつかんでいた

だきたいと思います。

次に、日弁連からも指摘されております電話勧

誘販売におけるクリーリングオフの起算日について質問をいたします。

これは先ほどからも議論があつたところです

が、電話勧誘の特質からして、クリーリングオフの

起算日は、消費者の側が契約の成立あるいはその

成立の確認に關する何らかの積極的な行為に出た

ことをもつて起算日とすべきではないかという日

弁連の指摘ですけれども、私、これは法改正の趣

旨に照らしても非常に重要なことです。通産省がそうすべきでないと主張される理由、先ほど

からありましたけれども、もう一回わかりやすく

説明していただけますでしょうか。

○政府委員(大宮正君) 電話勧誘販売におけるクリーリングオフ制度は、訪問販売におけるクリ

ングオフ制度の趣旨と同様でございまして、電話

勧誘を受けた場合に消費者が主体的な意思形成を行ひにくいという弊害を除去するために設けられ、すなわち意思形成過程の瑕疵があつたと、

その瑕疵を治癒するために設けられる制度でござ

ります。こういった観点からは、消費者がみずから

單なるダイレクトメールではございませんで

きませんから、そういうことでございます。

また、契約成立の可能性のある言動を行つた消

費者は、事業者から書面が来た場合に書面の交付

に注意を払うことが自己責任との関係からも、あ

る程度の消費者の責任として文書が来た場合には

ちゃんと見る目を通すということがやはり求め

られているんじやなかろうかということでござい

ます。先ほど申し上げましたように、来る書面は

ちゃんと赤い印で枠を囲つて、太い字で例えれば

クリーリングオフできますよと書いてあるわけでござ

りますから、そういうことでございます。

したがいまして、こういった議論、実はこれも

先ほど申し上げましたけれども、産業構造審議会

でいろいろと御議論をいたいた上で現在の法律

改正の案のようなことになつておるわけでござい

ます。

なお、先生の御指摘のような懸念の点もござ

りますので、我々としては、この改正法が施行さ

れますれば、第九条の四の規定により消費者は事

業者の氏名等を知ることができることになること

もあり、電話勧誘を行つた事業者からの書面交付

には注意をするよう今後消費者啓発活動に一層

の万全を期してまいりたい、こういうふうに考

えております。

○山下芳生君 今の御説明は、やっぱりじっくり

と聞きますと、いずれも契約に關する消費者の積

極的な行為が前提になつてあるんじゃないかなと

いうふうに私は思うわけです。つまり、消費者の

側が契約したつもりになつてゐるのに書面を送ら

るわけでございます。

また、きのうの参考人質疑でもございました

が、電話勧誘販売の形態を選択する事業者が取引

のリスクを負うべきではないかという御指摘もあ

ります。

商品が欲しい、契約したいという意思がある。ま

た逆に、業者の側が幾ら待つても契約したはずの

消費者から書面が来ないと、業者の側か

ら電話して確認すれば済むことだし、あるいはそ

の商品を契約する意思が固まつて

いないかったからなんだということがわかれれば、そ

れでオーケーということになる。

ですから私、そういう消費者の側に積極的な契

約の行為がない場合、契約成立の認識があいま

い場合に発生しているのが今度の電話勧誘被害の

実態の大半だと思いますね。

そういうことを考えますと、つまり中心問題で

の被害の実態は、全く消費者に契約に関する積極

的な行為のない場合、契約成立の認識があいま

い場合に発生しているのが今度の電話勧誘被害の

実態の大半だと思いますね。

そういうことを立てば、契約の積極

的な行為といつものを消費者の側が示した場合を

起算日にすると、いうことがやはり今回の法改正の

趣旨から見ても妥当ではないかなというふうに思

うんです。しかし、私はここで、そういう意味で

は、これから法の運用についてしっかりそい

うことも見ながら対処をしていっていただきたい

といふふうに思いますが、あくまでこれは消費者

の保護のための法改正だということを絶対忘れた

らあかぬ。

それで、心配しますのは、先ほど書面に赤い枠

をつけて送つてくるとおっしゃいましたけれど

も、その書面は裸で来るわけじゃないと思うんで

すね。封筒に入つてくるわけで何の変哲もない、

ほかのダイレクトメールと変わらない封筒に入つ

てきた場合、消費者は認識ができない、契約の認

識が薄かつたら、それをそのまま廃棄する可能性

もやっぱりあると思うんです。ですから、そういう

ことも検討いただきたいと思うのですが、い

がでしようか。

○政府委員(大宮正君) 私どもとしましては、いわゆる書面交付ということをこの法律では義務づけておりまして、これはまず今回の電話勧説販売についての法律の規制というのは、これは基本的に消費者保護をする。これは今先生からも御指摘ございましたけれども、仮に電話で私は買いますよと言つた場合でも、相手にうまく言いくるめられた、あるいはおどかされたというケースもあると思いますけれども、そういったケースにおいても、これは無条件で八日間のクーリング期間を置く。訪問販売法は民法のいわゆる例外規定でございまして、本来であれば民法の一般則、商法的一般則に基づきまして、要するに例えば訴訟、脅迫の取り消しとかあるいは公序良俗違反の無効といった方法がございますけれども、消費者保護といふ立場から、一定の場合にこういった消費者保護のための特例を認めておる、こういう前提でございます。

それで、私ども今お話ししましたその封筒の話でございますが、そこまでは私どもこの法律で事業者に義務づけてはおりませんけれども、いわゆる書面にはきちんと一定の事項を記載し、それでその字の大きさとかあるいは色についても、先ほどちよつとありましたように、これは通達等でちゃんと規定をして、消費者が封筒が来て、またこれはあけないんじやないかというところまで議論しますと、これはなかなかいろんなケースが出てくるわけでございまして、私どもとしては、そういう法律の規制を実施することによって消費者の利益を保護していくたいということを考えております。

○山下芳生君 あくまでも、悪質業者の利益を間違つても保護するんじやなくて、消費者の利益を保護するような立場で法の運用を行つていただきたいし、問題が生じましたら、これは直ちに改善するといふことも行つていただきたいといふことを要望いたしまして、終わります。

○小島慶三君 私、この問題、いろいろ考えてみまして、何か三本柱というか三点セットという

か、そういうものがあると思うんです。

一つは、国の意思としての法律。これはやはり消費者と消費者の間の接点をどこに求めるかといふことが最重要課題であろうというふうに思いました。それから二番目は、事業者のモラルだと思つて思いますけれども、そういったケースにおいても、これは無条件で八日間のクーリング期間を置く。訪問販売法は民法のいわゆる例外規定でございまして、本来であれば民法の一般則、商法的一般則に基づきまして、要するに例えば訴訟、脅迫の取り消しとかあるいは公序良俗違反の無効といつた方法がございますけれども、消費者保護という立場から、一定の場合にこういった消費者保護のための特例を認めておる、こういう前提でございます。

事業者と消費者の間の接点をどこに求めるかといふことが最も重要なことでこれは処理ができないものかどうか、こういう点について、警察庁おられますね。それから三番目には、やはり消費者の意識というか認識というか、消費者の自覚といいますか、そのレベルの問題であろうというふうに思つてます。これは相当大きなウエートを占める。そしたがつて、モラルが低いし消費者の認識が低いから三番目には、やはり法律としてはかなり前に出ないといけないということが私あると思うんで改訂がなされておりまして、私大変これを高く評価するものであります。

ただ、二つだけ残念なことがあります。一つは、先ほどから平田健一さんのお話にもありますように、この連鎖販売というの、その機械でございまして、要するに一番問題になつてるのは、やはり何といましても連鎖販売に関する問題ではないかというふうに私は思うんです。この点につきましては、この連鎖販売というの、その機械でございまして、要するに一番問題になつてるのは、やはり何といましても連鎖販売に関する問題ではないかというふうに私は思うんです。この点につきましては、この連鎖販売というの、その機械でございまして、要するに一番問題になつてるのは、やはり何といましても連鎖販売に関する問題ではないかというふうに私は思うんです。この点につきましては、この連鎖販売というの、その機械でございまして、要するに一番問題になつてるのは、やはり何といましても連鎖販売に関する問題ではないかといふふうに思うんです。

それで、電話勧説による取引の問題ですけれども、これは従来の商品取引からいわばクローズアップされて出てきた体系だと思つてますが、そういう意味でこの電話取引の勧説というものが必ずしもはつきりしない。商品取引なのか、それともそうでないのかという、その辺のカテゴリーがかなりはつきりしないという面があると思うんですけれども、これについてはいかがでござります。

それから次に、電話勧説による取引という問題なんですねけれども、これは一番の被害者は家庭にいる女性だと思うんです。とにかく電話は長いし、しつこいし、不快感が与えられるし、電話を切ればまたかかるくる、そしてなぜ切つたといつてどなる。とにかく黙つてこれを聞いてみると本当にノイローゼになりそうなそういうふうに思つてます。それから、これは何とかならないかというふうに思つてます。そこで勧説とは、一言で申しますと、事業者が購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の進め方ということで、法律的にはそういう説明になるわけですが、これは電

話勧説販売だけではなくて、いわゆる訪問販売であれられるかわかりませんが、軽犯罪法といつたようなものでこれは処理ができないものかどうか、こういう点について、警察庁おられますね。それから二番目は、事業者のモラルだと思つてます。これが相当大きなウエートを占める。そしたがつて、モラルが低いし消費者の認識が低いから三番目には、やはり法律としてはかなり前に出ないといけないということが私あると思うんで改訂がなされておりまして、私大変これを高く評価するものであります。

○説明員(園田一裕君) お答えいたします。

この電話勧説による販売の形態、これはいろいろなケースがありますので、どういう法令に当たるとか概ねはちょっと申せませんけれども、この電話勧説による資格商法に係る事犯の取り締まりに当たりましては、あらゆる法令の適用を検討してまいつておるところでございます。その結果、これまで軽犯罪法を適用した例というのをございます。

この電話勧説による販売の形態、これはいろいろなケースがありますので、どういう法令に当たるとか概ねはちょっと申せませんけれども、この電話勧説による資格商法に係る事犯の取り締まりに当たりましては、あらゆる法令の適用を検討してまいつておるところでございます。その結果、これまで軽犯罪法を適用した例というのをございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。そういう形で法律をバックアップするような意味で警察の方の御努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、電話勧説による取引の問題ですけれども、これは従来の商品取引からいわばクローズアップされて出てきた体系だと思つてますが、その辺のカテゴリーがかなりはつきりしない。商品取引なのか、それともそうでないのかという、その辺のカテゴリーがかなりはつきりしないという面があると思うんですけれども、これについてはいかがでござります。

それから次に、電話勧説による取引という問題なんですねけれども、これは一番の被害者は家庭にいる女性だと思うんです。とにかく電話は長いし、しつこいし、不快感が与えられるし、電話を切ればまたかかるくる、そしてなぜ切つたといつてどなる。とにかく黙つてこれを聞いてみると本当にノイローゼになりそうなそういうふうに思つてます。それから、これは何とかならないかというふうに思つてます。そこで勧説とは、一言で申しますと、事業者が購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の進め方ということで、法律的にはそういう説明になるわけですが、これは電

話勧説販売だけではなくて、いわゆる訪問販売であれられるかわかりませんが、軽犯罪法といつたようなものでこれは処理ができないものかどうか、こういう点について、警察庁おられますね。それから二番目は、事業者のモラルだと思つてます。これが相当大きなウエートを占める。そしたがつて、モラルが低いし消費者の認識が低いから三番目には、やはり法律としてはかなり前に出ないといけないということが私あると思うんで改訂がなされておりまして、私大変これを高く評価するものであります。

○政府委員(大宮正君) ただいま小島先生からも御指摘ございましたように、電話勧説販売という場合に、原則として事業者が電話をかけて勧説を行ふことに着目した法律体系でございまして、この勧説の解釈を明確にすることは大変重要な事柄であるというふうに私ども考えております。

ここで勧説とは、一言で申しますと、事業者が購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の進め方ということで、法律的にはそういう説明になるわけですが、これは電

一方、例えばダイレクトメール等の広告等によって消費者が商品に何らかの興味を持った上で主体的に事業者にアプローチしていくというケースでございますけれども、こういったケースにつきましては、消費者にとって電話による不意打ち性等の特性に基づく意思形成過程の瑕疵が生じたということはなかなか言いにくいわけでございまして、こういったケースまで電話勧誘販売に含めることは、いたずらに電話による簡易迅速な取引を制限することになると考えております。

でございまして、このような取引は原則として電話勧誘販売の定義には含めず、従来どおり通信販売として位置づけているところでございます。

○小島慶三君 そういうふうなケースが電話勧誘販売制度に含まれないということになりますと、

非常にたちの悪い事業者がありまして、あなたは何々で当せんしましたとか、そういうふうなことを消費者の方に言つてくる。商品の広告なんかは

一切行わずにそういうことを言つてくるという例があるというわけなのであります、お電話いた

だければすてきな商品を差し上げますよと言葉上手にそういうことを言われると、ついこれに乗る

というふうな話が出てくると思つんですけれども、こういう点についてはどういうふうにお考え

になります。

○政府委員(大宮正君) 御指摘のようなケースにつきましては、実は從来、訪問販売の分野におきましてもアポイントメントセールスと称しております。例えばあなたは指名されました、あるいは当せんしましたよと言つて誘い込んで物を売るというものがございまして、こういったものについて

ては昭和六十三年の法改正時に訪問販売の定義に含めることとしたものでございます。

これまで電話勧誘販売の分野において御指摘の

ようなケースの被害実態が生じていることは承知しておりますけれども、これまでの訪問販売にかかる被害実態にかんがみれば、悪質な事業者が、今先生から御指摘のあつたような脱法のため

にそのような手口を用いる可能性は存在するといふふうに考えております。したがいまして、今般の電話勧誘販売の定義におきまして、これは法律の第二条の第三項でございますけれども、「電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ」という部分の政令では、このようなアボイントセールス型の行為を規定する予定でございまして、脱法防止措置を講ずることとしているところでございます。具体的な政令案につきましては、今後実態をさらに精査して定めることとしております。

○小島慶三君 この電話勧誘販売の定義の一つの大好きな問題点というか、これはやっぱり事業者の勧誘という言葉が非常にはつきりしないというところがあるのではないか。例えばカタログの到着確認とかあるのはないか。開店の案内とか、そういうことで電話をかけるということがあると思うんですけども、それも勧誘になるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(大宮正君) 私ども、今先生から御指摘ございましたカタログを送りましたとかあるいはお店が開きましたよというだけでは、これはい

ります。

○小島慶三君 それから次に、最近の電話勧誘販売に係る被害の実態というものを見ますと、事業

者が電話勧誘を行った後で書面を送りつけて署名捺印を迫る、こういうケースがかなりあるよう

あります。そういう場合は電話勧誘といふことか。

○政府委員(大宮正君) 御指摘のとおり、電話勧誘販売につきましては、事業者が電話勧誘を行つた際に消費者からあいまいな返事を引き出してお

きまして、その後契約書を送付し既に契約は成立

しているものとして消費者に署名捺印を迫り契約を確定させてしまうというような消費者相談が多く寄せられているところでございます。

こうした被害実態にかんがみまして、電話勧誘

販売の定義につきましては、事業者が電話をかけて行つた後に郵便等により申し込み等を行つた場合を対象とすることとしておりまして、事業者がかけたその電話において消費者が購入の申し込み等を行つた場合だけではなくて、一たん消費者が電話を切つた後に郵便等により申し込み等を行つた場合であつても、その事業者の電話勧誘と申込み等との間に因果関係が存在すると認められるところでございます。

実態的に因果関係が存在するか否かの認定につきましては、具体的な事業者の勧誘の対応、頻度等を踏まえた個別のケースによって異なると考えられます。今後消費生活センター等とも連携をとりながら具体的な事例の蓄積を図りつつ、法の円滑な運用に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○小島慶三君 とにかく我々が平常使う勧誘という言葉とこの法律に言われる勧誘というのは、ケースによってはかなり難しいかかり合いが出てくるということで、私はこの問題についての実際の運用がかなり難しいんじやないかと思うんですけども、そういう点から見ますと、さっき言つたような実際の被害が相当大きなものがある

ということから見て、このシステムも先送りした

らどうかという感じがないわけではないんです。

例えは一定の時間、女性が家庭で仕事をする、

例えば夜の炊事の時間とかあるいは早朝とか、こ

ういった時間帯はこういうことをやつてはいけないというぐらいの禁止規定が入れないものか。それから、例えは職場に電話をかけてくる、これは

日弁連のあれにもあります。職場に電話をかけ

てくるというのは、これも仕事をしている方としては大変にぐあいが悪いことがあると思う

んですけども、そういう点は禁止する、例示的

禁止というふうな形がとれないものか、この点はいかがでしょうか。

それからもう一つ、職場への電話勧誘に係るトラブルでございますけれども、職場への電話勧誘自体による問題点というよりは、むしろ職場への電話勧誘を執拗に行って消費者が断りにくく状況をつくるという勧誘方法に起因するものでございまして、したがつて、今般、契約締結拒否者への継続勧誘、再勧誘を禁止するとともに、個々の勧誘行為の不適切性を法規制により排除することとしたものでございます。

また、電話勧誘を従業員が受けるべきか否かにつきましては、事業者の職場管理の問題でございまして、必要に応じ事業者は従業員にその是非を

指示すべきもので、国が法律によつて一律に禁止することは適当ではない、こういうふうに考えております。

○小島慶三君 とにかく、今伺いましたところでもわかりますように、具体的なケースというのばかり込み入ったものがあるというふうに私思つておるわけであります。それを一つ一つ裁いていくといふためには、この法律の運用の面でかなりの配慮が要るということだろうと思ひますので、その辺は後いろいろ御苦心をいただきまして、できるだけこれは消費者にとってプラスになるような形で運用されるということをぜひお願ひしたいと思います。

私ども、先般P.L法というのをつくらせていたただきましたけれども、これもそうなんですけれども、全くそいつた意味で国の法律的な意思のあらわし方をどこに持つていきということだけじゃなくて、もう一つやっぱり実施の面で、実行の面でこれが適切に運用されるようになびお願いいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきどうもありがとうございました。

○委員長(沓掛哲男君) 他に御発言もないようですから、本案の質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(沓掛哲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

荒木清寛君 私は、ただいま可決されました訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、日本共産党及び新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○委員長(沓掛哲男君) ただいま荒木君から提出す。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

案文を朗読いたします。

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

されまし附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 消費者に対し、今回の法改正の内容の周知徹底、悪質商法に係る情報提供の充実に努めるとともに、特に若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校における消費者教育の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に努めること。

二 消費者被害の拡大防止に万全を期するため、地方自治体の消費生活センター並びに国民生活センターとの連携強化を図るとともに、機動的な行政措置発動のための体制を強化すること。

三 電話勧誘販売事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界団体等に対し、自主席の策定ないしその遵守の徹底に努めるよう指導すること。

四 連鎖販売取引に係る定義については、通達等によりその明確化を図り、悪質な事業者の根絶に向けて、法を厳格に運用し、取締りを強化すること。

五 パソコン通信等による取引の進展が予想されるなかで、新しい形態の消費者被害が多発することとのないように、動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止対策を迅速に講ずること。

六 消費者ニーズの多様化に対応して創出される様々な新規産業が、我が国経済の活性化に寄与するものとして健全に発展するよう留意すること。

○委員長(沓掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(沓掛哲男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

○委員長(沓掛哲男君) 全会一致と認めます。よって、本法改正の実施に際しては、その御趣旨を十分に尊重して本法案の適切な実施に努めてまいります。

○國務大臣(塚原俊平君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を許します。塚原通商産業大臣。

○國務大臣(塚原俊平君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を許します。塚原通商産業大臣。

ただいまの決議に対し、塚原通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(沓掛哲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(沓掛哲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(沓掛哲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

平成八年五月三十一日印刷

平成八年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局